

令和8年度

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(自律型資源循環システム強靱化促進事業)

公募要領

令和8年7月

一般社団法人 低炭素投資促進機構

申請者の皆様へのお願い

一般社団法人 低炭素投資促進機構（以下「機構」とします。）の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

機構の補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしくお願いいたします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（自律型資源循環システム強靱化促進事業）交付規程（以下「交付規程」とします。）、令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（自律型資源循環システム強靱化促進事業）公募要領（以下「公募要領」とします。）、公募説明会資料、機構ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを十分に理解して下さい。
2. 機構に提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、機構は法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、機構は当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、申請者には受領済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、機構の所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

令和8年度

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (自律型資源循環システム強靱化促進事業)

公募期間及び書類提出先

1. 公募期間

申請書類（PDF）の電子データを jGrants に添付して申請を行い、申請書類一式（7. 間接補助事業申請に係る提出書類を参照）をプリントアウトして以下の受付期間中に到着するよう郵送下さい。なお申請書類は返却しない為、必ず副本をお手元にお控え置き下さい。

また、本事業においては、早期に申請頂くことで、事業の事前着手を行うことが可能です。（※詳細は「6. 間接補助事業の申請、実施における注意事項」をご参照ください。）

一次公募 令和8年7月28日(火)～令和8年9月14日(月)

公募開始 : 令和8年7月28日(火)

事前申請 : 令和8年7月28日(火)～8月21日(金)

本申請 : 令和8年7月28日(火)～9月14日(月)

締切 : 令和8年9月14日(月)15時(jGrants 必着、郵送は発送済であること)

二次公募は日程決まり次第ご連絡します。

※ なお、採択状況等に応じて、予定されていた二次公募が実施されない場合がありますのでご留意下さい。

※ 事前申請について

応募予定の内容が本公募要領に示す要件に合致しているか確認するため、事前申請期間を設けます。申請者は、「(添付) 事前申請書」を事務局に提出してください。

事前申請書の提出先 : r8skgshigen@teitanso.or.jp

なお、事前申請がなかった場合も、公募〆切までに本申請があれば、その他の案件と同様に審査を実施いたしますが、申請内容によっては、別事業への申請をご相談することがあります。

事前申請はメールで、件名（題名）は「R8資源循環事業 事前申請書（申請者名 略称可）」としてください。

※ 本申請について

事前申請書において、本公募要領の要件に合致していると確認できた際には、公募要領に則

り、申請書類すべてをご提出ください。

本申請書の提出先：「5. 申請・お問い合わせ先 書類提出先」を参照ください。

- ※ jGrants での申請と、申請書類の郵送のいずれかが欠けている場合、原則申請は受付けません。また、受領証は発行せず、受け付けた旨のメールを担当者宛に送信いたします。
- ※ 申請書類は配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で提出して下さい。持参も可としますが、必ず事前に当機構へご連絡下さい。
- ※ 公募期間内は随時申請を受け付け、各締切までに到着し、かつ記載内容に不備のない申請について、審査及び採択を行います。（申請書類一式の中に不備書類や不足書類がある場合、申請不受理扱いや審査対象外とすることがあります。）
- ※ 審査は原則として応募書類に基づいて行い、面接審査（プレゼン）を実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

2. 提出方法

交付申請書類は、申請書類（Excel 書式）及び自由書式を使って作成。jGrants への申請書類（PDF）の添付、及び必要事項の入力も必ず行って下さい。申請の流れは以下手順を参照下さい。

交付規程・公募要領の確認	✓ 交付規程・公募要領の内容を確認。 ※ 各種補足資料（機構ホームページに掲載）も併せて確認して下さい。
事前申請	✓ 機構へ事前申請書を提出してください。
gBizID プライムアカウント登録	✓ gBizIDのWebサイト(https://gbiz-id.go.jp/top/index.html)にてgBizID プライムアカウントを登録して下さい。
事業計画の立案	✓ 機構ホームページより実施計画書等の様式をダウンロードし、実施事業の計画を立案。
交付申請書類の作成	✓ 指定様式に必要事項を入力し、自由書式及び添付書類を取り揃える。 ※ 提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となり得るのでご留意下さい。
jGrants に入力	✓ gBizIDプライムアカウントまたは当該アカウントに紐づくメンバーアカウントを用いてjGrants(https://www.jgrants-portal.go.jp/)にログインする。
jGrants の申請と書類の郵送	✓ 申請書類（PDF）の電子データをjGrantsに添付し、必要事項をすべて入力のうえで、申請する。申請書類は郵送。

3. 審査結果の通知・公表

採択案件（補助対象予定者）の決定後、応募申請者に対して、速やかに採択・不採択の結果を事務局から通知します。採択となった事業者については、受付番号、商号又は名称（法人番号を含む）、事業計画名等の情報を機構ホームページ等で公表します。

4. その他

- ・ 採択された場合であっても、応募申請内容や予算の都合等により交付決定額が減額され

るなどの条件が付される場合があります。また、間接補助事業終了後、支払いに係る証憑書類が整っていない場合は、交付決定額が減額されることがあります。

- ・ 間接補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は、間接補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

5. 申請・お問い合わせ先

書類提出先

〒104-0033

東京都中央区新川一丁目16-14 アクロス新川ビル・アネックス2階

一般社団法人 低炭素投資促進機構

「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（自律型資源循環システム強靱化促進事業）」
交付申請書在中

※お問い合わせは基本、機構ホームページの「お問い合わせフォーム」またはメールにてお願いします。

なお、メールでのお問合せの際は、件名（題名）を必ず「R8資源循環事業 問合せ（申請者名 略称可）」としてください。

お問い合わせフォーム：<https://www.teitanso.or.jp/contactus/>

メール：r8skgshigen@teitanso.or.jp

TEL：03-6264-8381

※極力お問い合わせフォームまたはメールにてお願いいたします。

（受付時間）

【月～金】9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

（祝祭日・12月29日～1月3日を除く）

交付申請書類は機構ホームページ <https://www.teitanso.or.jp/r8skgshigen/> からダウンロードすることができます。

目 次

1.	補助金の趣旨	P.1
2.	実施計画書の要件	P.2
3.	補助金の内容	P.4
4.	事業スキーム	P.14
5.	補助金の手続き	P.15
6.	間接補助事業の申請、実施における注意事項	P.18
7.	間接補助事業申請に係る提出書類	P.24
8.	別紙参照資料	P.26 ～ P.59
	（参考様式1）賃上げ表明書	
	（別紙①）（様式第1）交付申請書、別紙	
	（別紙②）（様式第2）実施計画書	
	（別紙③）発注計画書	
	（別紙④）見積依頼書（記入例）	
	（別紙⑤）見積書（記入例）	
	（別紙⑥）申請金額整理表	
	（別紙⑦）発注先選定理由書（記入例）	
	（別紙⑧）共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担	
	（別紙⑨）間接補助事業に要する経費等の申請者別内訳について（記入例）	
	（別紙⑩）申請者別の資金調達計画について（記入例）	
	（別紙⑪）変更届出書	
	（別紙⑫）事業概要書	
	（添付） 事前申請書	
	（別紙⑬）連絡窓口表	
	（別紙⑭File①、File②）交付申請書ファイリング例	
	（別紙⑮）提出書類チェックシート	
	（資料）事前着手届出を検討される方向け補助金ルールの説明	
9.	交付規程（抜粋）	P.60

本書に記載された内容が変更になることがあります。変更が生じた場合は公募説明会や機構ホームページにて、その旨をお知らせいたします。

1. 補助金の趣旨

(1) 事業目的

GXの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行のため、経済産業省では、2023年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得を通じた持続的かつ着実な成長に繋げる総合的な政策パッケージを提示したところです。同戦略を踏まえ、2023年9月に立ち上げた「サーキュラーパートナーズ（サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ）」の枠組みを活用し、新たな資源循環市場の創出に向けた、脱炭素と経済成長を両立する取組を早期に実現することを目的に支援を実施します。

なお、本間接補助事業は「GX 実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日閣議決定）

3.（2）および、「分野別投資戦略」に基づき実施するものとします。

(2) 対象事業の範囲

本間接補助事業は、資源循環に係る技術開発及び実証に係る建設費、設計費、設備費、工事費等（以下「設備投資等」という。）に対して補助を行います。

- ① 再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
- ② 長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
- ③ リユース、リファーマービッシュ等のCEコマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

2. 実施計画書の要件

- (1) P.1の「1. 補助金の趣旨 (2) 対象事業の範囲」に適合する事業に取り組むものであること。
- (2) 我が国が保有する先進的な資源循環技術の早急な社会実装を促し、循環経済モデルのトップランナーとなる自律型資源循環システムを構築することで、我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保し、国際競争力を獲得することに関する課題の解決を見込めるものであること。
- (3) 間接補助事業によって得られる年間あたり製造能力の最低水準目標、生産開始年限、コスト目標が記載されているものであること。その際、カーボンニュートラル及びサーキュラーエコノミーの市場の広がりを見据え、世界トップクラスを目指し、2030年に向けた製造能力等に関する野心的な目標を対外的に掲げていること。
- (4) (表1)に記載されている資源循環に関する項目(1)～(3)における目標のいずれかを満たすものであること。
- (表1) 以外に資源循環に関する目標がある場合は、現状値を基準とした改善目標を設定し、その達成に向けた具体的な取組を記載すること。

(表1)

項目	目標
(1) 再生材利用の促進	本事業で生産が見込まれる製品において、製品中の再生材の含有率が10%以上であること
(2) 環境配慮設計によるものづくりの促進	事業終了後2年以内に環境配慮設計の製品を市場投入すること
(3) CE コマース市場の拡大	仕入れた廃棄物の50%以上を、リユース/リファーマービッシュ/リパーパス等によって製品として再利用可能とすること

- (5) 補助対象設備によって製造される全製品について、本事業の目的の用に供される製品の割合とそれ以外の事業の用に供される製品の割合の見込みを、間接補助事業終了後の5年間分記載すること。また、本事業の目的以外の用途について、具体的に記載すること

(注1) 本事業の目的の用とそれ以外の事業の用に供される製品の関係について、製品の特長や製造設備の稼働率等を説明し、事業終了後5年間報告すること。本事業の目的の用に供される製品の割合が低い場合は、交付決定に当たって条件を付すことがあるので、留意すること。

- (6) 補助金対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）。
- (7) 間接補助事業者は、事業完了後のビジョン（出口戦略）について実施計画書に記載すること。

3. 補助金の内容

(1) 間接補助事業者

以下の項目をすべて満たす事業者を補助対象とします。

- ① 日本法人（登記法人）である民間会社^{※1}又は民間会社を主申請者とする共同体若しくは任意団体等であること。（地方公共団体^{※2}が、主申請者になることはできません。）
- ② サーキュラーパートナーズ（サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ）の会員であること。
- ③ 経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者^{※3}に該当していないこと。また、共同申請者、請負先、委託先についても同様に扱うこと。
- ④ 事業を円滑に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経営基盤を有していること。
- ⑤ 政府からの EBPM（エビデンスに基づく政策立案）に関する協力要請に応じること。

* 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、（ア）審査、管理、確定、精算に利用します。（イ）効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。また、上記を前提として申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力を同意したものとみなします。

- ⑥ 委託契約等で民間会社に事業を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い確定検査等で確認した資料の写し等を事業完了後5年以上保管する体制が取れていること。
- ⑦ 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。
- ⑧ GX フューチャー・リーグに入会し、排出量実績を報告すること。現時点で GX フューチャー・リーグに入会していない場合、本事業への申請までに GX フューチャー・リーグ会員の入会申込みを行うと共に、入会申込みから4ヶ月以内に、2030年度の排出量目標とコミットメントの報告を行うこと。中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに代えることができる。

※1 公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業等

- ※2 地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）

（2） 間接補助事業

本間接補助事業は、資源循環に係る技術開発及び実証に係る建物費、設計費、設備費、工事費等（以下「設備投資等」という。）に対して補助を行います。

- ① 再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
- ② 長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
- ③ リユース、リファビッシュ等のC E コマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

（3） 間接補助事業及び補助対象経費の留意点

本事業は、脱炭素、経済成長、エネルギー安定供給の3つを目指すGX実現に向けた事業の一環として実施します。間接補助事業の執行においては、GX経済移行債を活用した「投資促進策」に関し、基本原則や具体化に向けた方針、支援策の対象となる事業者を求めるコミットメントの考え方、執行原則等の基本的考え方を十分に理解することを求めます。

（参考）GX分野別投資戦略・資源循環分野の投資戦略

<https://www.meti.go.jp/files/900018780.pdf>

排出削減と産業競争力強化・経済成長を評価する観点から、間接補助事業者は、事業の効果を定量的に把握するとともに、その効果と算定根拠を補助事業者に報告することを条件とします。間接補助事業者は、事業の効果の算定について、外部機関等への委託により実施することも可能とします。

（4） 事業期間

補助対象期間は、交付決定日～令和11年2月28日（最長）とします。事業期間が1年以上となる場合は、各事業テーマを開始してから1年後を目処に、経済産業省または機構が設置するステージゲート審査会を開催し、事業の進捗、社会実装の見込等を踏まえて、事業の継続可否を判断します。

（5） 補助率と要件

補助率は、中小企業等1／2以内、大企業等1／3以内とします。

※なお、中小企業者については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者を対象とする。ただし以下のいずれか1つ以上に該当する者は、非中小企業者の補助率を適用することとする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ・資本金又は出資金が5億円以上の法人（中小企業を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
 - ・補助金の交付の申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者
- 上記の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（共同申請の場合の補助率の考え方）

共同申請する企業の組合せ	適用される補助率
大企業と大企業の共同申請	大企業
中小企業等と大企業の共同申請	大企業
中小企業等とリース会社(大企業に該当)との共同申請	中小企業等
中小企業等と中小企業等の共同申請	中小企業等

（6） 補助金上限額、下限額

1件あたりの上限は設けておりません。

また、1件あたりの下限額は、100,000,000円とします。

（7） 補助対象経費と経費区分

補助対象経費は以下のとおりです。補助対象経費は、間接補助事業として明確に区分できるもので、かつ事業期間内に完了できる経費であり、更には証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
I.建物費	建物等取得費		事業を行うために直接必要となる建物の新設、建て替え、リフォームなどに係る費用 ※土地やオフィス用建物の取得費は含まれません。※建物の取得においてリース会社を利用する場合は、建物等取得費は本補助金

			の対象とはなりません。既存建物の撤去費は補助対象外となります。
Ⅱ.設計費	設計費		事業を行うために直接必要な基本設計、実施設計、工事監理に要する経費
Ⅲ.設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器本体の購入並びに購入物の運搬、据付け、試運転調整に要する経費
	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る製作、試験及び検証に要する経費 また、間接補助事業者が直接、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、その他に要する費用（請負又は委託により製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託の費用） なお、人件費については、実績報告書の作成、経理処理、従事日誌の作成等の管理業務に係る時間は対象外とする。
Ⅳ.工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費及びその運搬費、保管料 この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費 この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする次の費用 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))

		(間接工事費) 共通仮設費	事業を行うために必要とする次の費用 ① 機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	工事請負業者（外注先）が事業を行うために直接必要な現場経費 ※労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。（間接補助事業者自身の経費の計上は不可）
		一般管理費	工事請負業者（外注先）が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費 類似の事業を参考に決定する。（間接補助事業者自身の経費の計上は不可）
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用 必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
	調査及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量及び試験に要する経費

※交付申請に当たっては、当該補助金に係る「消費税仕入控除額」を減額して申請して下さい。海外の付加価値税についても同様です。

※補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に間接補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、間接補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

（８） 審査方法及び審査基準

機構は、間接補助事業を選定するために、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される委員会（以下「評価委員会」とします。）を設置します。補助金交付申請者から提出された

実施計画書については、評価委員会に諮り、下記の評価項目に対して審査し、採択案件を選定します。また、申請者に対して面接審査（プレゼン）を実施します。なお、予算枠を超えた際には、評価の高い事業から順に採択するものとします。

審査に当たっては、書面による審査だけでなく、面接審査を非公開で実施し、①基本的事項の審査、②産業競争力強化への貢献に関する審査、③排出削減への貢献に関する審査、④民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であるかに関する審査項目を中心に確認します。面接審査には、提案する企業等の代表権を有する者（またはそれに準ずる者）の参加を求めます。

なお、交付先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

また、提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）があった場合は、審査の対象となりませんので十分ご注意ください。

別紙⑫事業概要書を作成する際には、以下の審査項目を把握した上で、事業の詳細を記載すること。

なお、大企業が申請者であり、その事業が商用化のための設備投資ではなく、技術開発や実証を行うための事業である場合には、自社の資本をもとに事業を進められない理由、国の補助金が必須となる理由を明記すること。

① 基本的事項の審査

(ア) 基本的要件（必須項目）

「１．（１）事業の目的」に掲げる間接補助事業の目的に合致しているか

(イ) 適格性（必須項目）

「３．（１）間接補助事業者」に掲げる要件を満たしているか

(ウ) 間接補助事業の実施体制（必須項目）

間接補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか

(エ) 経営層のコミット（必須項目）

i 提案される事業に対して、経営者自身が深く関与することで、機動的・継続的に経営資源を投入するための組織体制が構築されているか

ii 提案される事業が、経営戦略の中核に位置づけられ、幅広いステークホルダーに情報発信されているか

(オ) 財務の健全性（必須項目）

間接補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

(カ) 間接補助事業の実現性（必須項目）

i 間接補助事業のスケジュールが妥当であり、製造設備の具体的な内容、規模及び投資額が妥当か

ii 将来の自立化に向けて自ら資本市場から資金を呼び込む計画となっているか

iii 当該製品の需要家を巻き込む努力をしているか

iv 資源環境に関する目標が具体的で、その達成に向けた取組が明確に示

されているか

(キ) 間接補助事業のリスク対応（必須項目、ただし事業期間が2年以内の場合は不要）

様々な視点からリスクを評価し、事業を中止する場合の基準を明確にしているか

② 産業競争力強化への貢献に関する審査

(ア) 自社成長性のコミット（必須項目）

間接補助事業の開始から、間接補助事業の終了後の自立化に至るまでのスケジュールが計画されており、その計画立案における根拠が妥当であるか
※事業概要書に、以下を明記すること

・補助事業の開始から自立化までの具体的なマイルストーンが明確に示されているか（例：商用生産開始時期、生産能力拡大計画、損益分岐点到達時期など）

・年度別の売り上げ・利益目標（金額）と市場シェア目標（%）が具体的に設定されているか

・事業計画の妥当性を示す定量的な裏付け（市場成長予測など）が示されているか

・2030年に向けた製造能力拡大計画について、具体的な数値目標（生産量、設備投資額など）が設定されているか

・計画における不確実性やリスク要因を特定し、それに対する対応策が講じられているか

(イ) 間接補助事業による投資誘発効果（必須項目）

間接補助事業の実施により、国内経済・サプライチェーンへの経済波及効果として、地域の雇用創出や他社への受発注による経済効果等が認められるか

(ウ) グリーン市場創造のコミット（必須項目）

具体的な市場・顧客、排出削減対象とその課題・ニーズを想定した上で、社会・顧客に対する提供価値とそれを実現するビジネスモデル（当該製品の資源循環性向上と普及を促進するための工夫を含む）を提案できているか
※事業概要書に、以下を明記すること

・市場における自社の位置づけがどこにあるか（市場における自社、競合他社の規模やポジショニングを示すこと）

・本事業で得られる製品に関してオフテーカーからの需要が明確であるか

・製品に関する市場規模の大きさ、市場の成長性

・原料調達先やオフテーカーとビジネス実現に向けた議論を進めているか（可能であれば具体的な社名を示すこと。）

(エ) 市場獲得に向けたルール形成戦略（大企業：必須項目、 中小企業等：加点項目）

当該製品の市場獲得に向けて、適切なオープン戦略（標準化等のルール形成、ライセンス等）及びクローズ戦略（知財・ノウハウ管理等）につ

いて、具体的な計画があるか

※事業概要書に、以下を明記すること

・本事業で得られる製品や技術による市場獲得の戦略だけでなく、対象業界の成長発展や、海外に対する日本の産業競争力強化に如何に貢献するか

(オ) ビジネスモデルの独自性等 (加点項目)

補助対象事業に係るビジネスモデルは、独自性・新規性・他社に対する優位性等を有しているか

(カ) ライフサイクル全体での資源循環の実現 (加点項目)

製品が市場に出回った後も、その製品がライフサイクル全体を通じて資源循環率の向上に寄与する計画が想定されているか

③ 排出削減への貢献に関する審査

(ア) 間接補助事業によるCO2排出削減効果 (必須項目)

補助対象となる製品の生産により、原材料調達から製造・廃棄までのライフサイクル全体を通じてCO2排出量の削減がどの程度見込まれるか、算出根拠を含めて提出すること。

④ 民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であることに関する審査

(ア) 経済的基準 (i 必須項目、ii 該当企業は必須項目、iii 加点項目)

i. 補助対象となる製品の生産に係る設備投資計画が、補助を前提としない場合には、投資計画のIRR (internal rate of return: 内部利益率) や投資回収期間、キャッシュフローが投資判断に至る水準には達しないなど、民間企業のみでは経済性の確保が困難な計画と言えるか

ii. 大企業が申請者であり、その事業が商用化のための設備投資ではなく、技術開発や実証を行うための事業である場合には、自社の資本をもとに事業を進められない理由、補助金が必須となる理由を明記しているか

iii. 累積キャッシュフローがマイナスとなる期間が当該業界の一般的な設備投資回収期間を大幅に上回り、民間企業単独では資金調達が困難である場合は、業界慣行との比較データとともにその旨を明記しているか

(イ) 技術的基準 (必須項目)

※ i 又は ii のいずれかを満たすこと

i 補助対象となる製品の生産に用いられる技術が、商用目的での使用が限定的であるか

ii 国際水準に照らし合わせて、補助対象となる設備等が先進性を有するか

※事業概要書に、以下を明記すること

・本事業の技術、既存の自社技術、他社技術の違いが整理され、本事業の技術優位性が明確であるか

・他社でも開発中の技術があれば、それと本事業の技術との違いや優位性

がどこにあるか

(ウ) その他定性的基準（加点項目）

- ・ 補助対象事業の総事業費が、企業規模に対して大規模なものであるか
- ・ 当該製品の製造にあたって、今後入手困難になる可能性のある原材料の安定的な確保に関する計画を有するか
- ・ その他投資判断が困難となる経済面及び技術面以外のリスクが存在するか

⑤ 人材確保に向けた取組に関する審査

(ア) 人材確保に向けた取組（必須項目）

補助対象事業の実施にあたり、賃上げ等の具体的な手段によって、人材確保に向けた取組を行っているか

(イ) 従業員の賃金引上げ計画の表明（加点項目）

暦年/事業年度において、対前年/前年度比で大企業は3%以上、中小企業等は1.5%以上の賃上げに取り組む予定があり、その旨を従業員に表明しているか

(ウ) ワーク・ライフ・バランス等の推進（加点項目）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けて、女性の職業生活における活躍の推進や次世代育成支援対策、青少年の雇用の促進等に関する取組を行っているかワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか

（注1）①基本的事項については必須項目のため、様式中[必須]と記載されている項目は全て事業概要に記載してください。

（注2）②産業競争力強化への貢献に関する審査項目のオ・カ、及び、④民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であるかに関する審査項目のウ、及び、⑤人材確保に向けた取組に関する審査項目のイ・ウについては、記載内容を審査し加点を行うための項目です。

（注3）「従業員の賃金引上げ計画の表明」及び「ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定」については、任意の項目です。実施しない場合も申請することが可能です。

（注4）「従業員の賃金引上げ計画の表明」の申請において、賃上げの表明を行う予定があると選択した場合、交付決定までに従業員に対する賃上げ表明を実施することが必要です。申請書類において⑤人材確保に向けた取組に関する審査項目のイを記載したうえで、賃上げ表明がなされなかった場合には、原則として交付決定を行いません。また、表明した賃上げ計画の実施状況については、報告を求めます。

（注5）「従業員の賃金引上げ計画の表明」及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進」について、複数事業者による共同申請の場合は、共同申請者全者が実施することが必要です。

補足説明

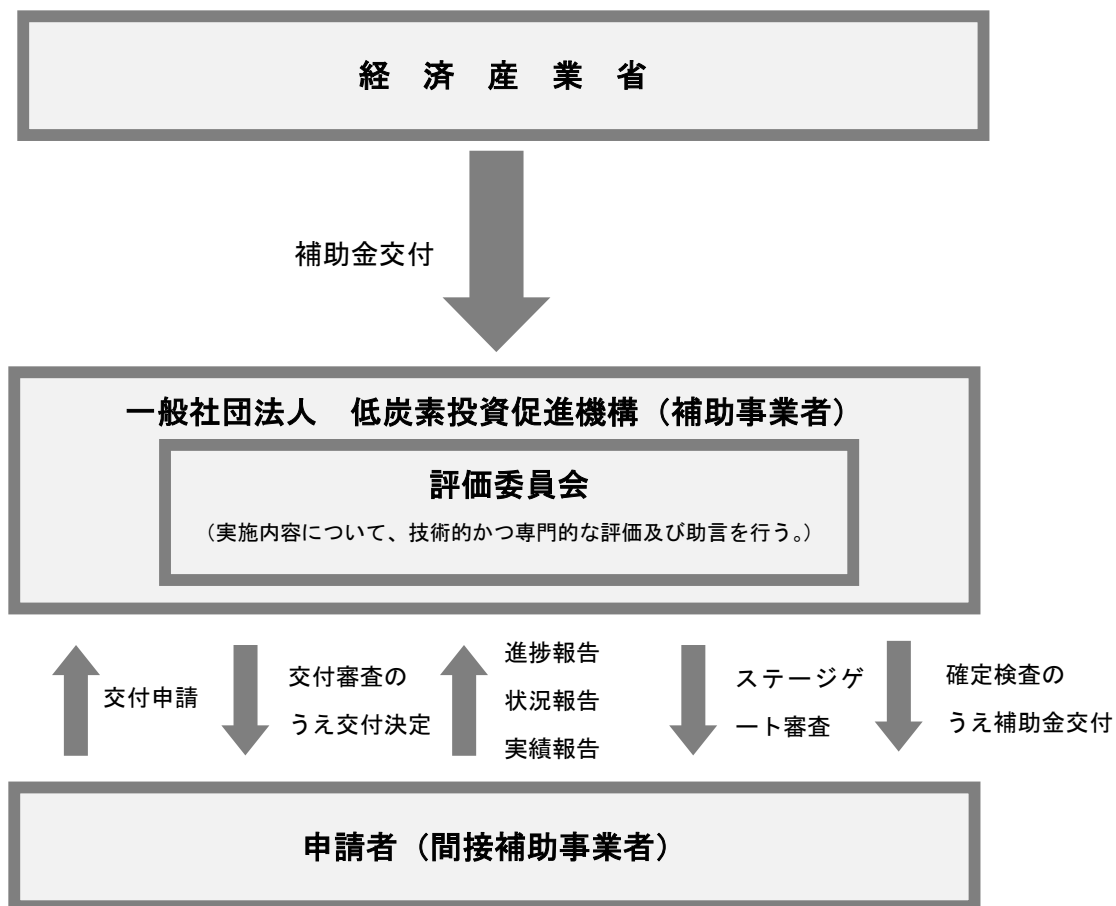
・ 賃上げ実績の確認に当たっては、当該事業者により表明された内容を踏まえて、事業年度等終了後に作成される「法人事業概況説明書」等の提出をもって行います。そのため、確認のため必要な書類は速やかに提出してください。

・ なお、「法人事業概況説明書」については事業者等の事業年度終了後2ヶ月以内、「給与

所得の源泉徴収等の法定調書合計表」においては毎年1月31日までに作成されることとなりますので、原則として同じ期間内に提出してください。所定の書類をそれぞれの期限内に提出しない場合は、「賃上げが未実行な者」と同様の措置を行うこととします。

なお、採択等の経過に関する問い合わせには応じられません。採択案件については、機構のホームページに公開します。

4. 事業スキーム



5. 補助金の手続き

本補助金の手続きの概略について以下に記します。

(1) 交付申請（交付規程第5条）

本補助金の交付を希望する事業者は、機構宛に当該年度の補助金交付申請書（（別紙①）（様式第1））、実施計画書（（別紙②）（様式第2））を提出して下さい。

(2) 交付決定（交付規程第8条）

機構は間接補助事業の選定のため、書類審査と評価委員会による審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

(3) 間接補助事業の実施

法令、交付規程、公募要領、公募説明会資料、機構ホームページ等に則り、事業を実施して下さい。

(4) 計画変更（交付規程第12条）

間接補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目ごとに配分された額の変更、間接補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に機構の承認を受ける必要があります。

尚、事業内容が大幅に変更される計画変更申請においては、その申請の妥当性について評価委員会に諮る場合があります。

ただし、各配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減で変更する場合は、計画変更（等）承認申請書の提出は必要ありません。その場合、実績報告書（交付規程（様式第9））提出に際して、配分変更後の額、配分変更理由及び配分変更内容が明記された資料を別途提出してください。なお、調達時の入札による減額は、事業計画が変更されるわけではないので、原則として機構の承認を受ける必要はありません。

また、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

(5) 月次報告と状況報告及び実績報告と確定検査（交付規程第16、18、19条）

間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、毎月機構に月次報告書（交付規程（様式第7-2））を提出して下さい。ただし、事業期間が1年以上の場合は、2か月に一度とします。

また、間接補助事業者は、事業が完了するまでの各年度において、当該年度の事業費予算額及び当該年度の支出実績額等を記載した状況報告書を、各年度末終了後1か月以内に機構に提出して下さい。

間接補助事業者は、間接補助事業が完了した時は、事業完了後30日以内又は令和11年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書（交付規程（様式第9））を機構宛に提出して下さい。

機構は間接補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査（仕様書、見積書、契約書、納品書、試運転報告書、請求書、振込証明書等）及び必要に応じ現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者へ通知します。

正当な理由なく申請時の補助対象経費と実績報告時の補助対象経費が著しく乖離する場合や事業実施内容が交付申請書どおりでない場合など不相当と認められる場合には、補助金の不交付や減額の措置が取られる場合があります。

確定検査を実施するにあたって間接補助事業者へ用意していただく書類は、交付決定後に別途通知いたします。

（６） 補助金の支払い（交付規程第２０条）

間接補助事業者は、機構から確定通知を受けた後、精算払請求書（交付規程（様式第１１―２））を提出して下さい。その後、機構から間接補助事業者（主申請者）に補助金を支払います。機構からの補助金の交付は、間接補助事業者の支払の完了を各種証票等で確認した後となりますのでご留意下さい（設備の購入等について、一旦補助事業者自身でお支払いして頂く形となります。）。本事業費補助金では、補助金は主申請者に一括して銀行振込により支払われます。

ただし、必要があると認められる経費については、概算払いを受けることも可能です。その場合、事前に機構に相談の上で、概算払い請求書（交付規程（様式第１１―１及びその別紙））を提出してください。

（７） 取得財産の管理について（交付規程第２６、２７条）

補助金で取得した資産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳及び明細表（交付規程（様式第１３、１４））を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、単価５０万円以上の資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前に財産処分承認申請書（交付規程（様式第１５））を機構に提出し、承認を受ける必要があります。なお、処分制限期間内に取得財産を処分する場合には、収入若しくは残存簿価に対して全部若しくは一部を国に納付させることがあります。

（８） 間接補助事業の承継について（交付規程第１７条）

間接補助事業者は、財産処分制限期間において、相続、法人の合併又は分割等により間接補助事業を行う者が他の法人、団体等に変更される場合、その変更により事業を承継する者又は事業を承継する者に代わり事業を行う者が、間接補助事業を継続して実施しようとするときは、引き続き補助金の交付の目的に従って効率的運用を図ることができる旨を証明できる資料を添付のうえ、事前に間接補助事業承継承認申請書（交付規程（様式第８））を機構に提出し、承認を受ける必要があります。

（９） 規定違反に対する措置について（交付規程第２２条）

間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律

第179号、以下「適正化法」という)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従う必要があります。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられることがあります。

- ① 交付規程第22条第1項、第2項の規定による交付決定の取消、同条第4項の規定による補助金等の返還及び同条第5項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ 機構が所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(10) 暴力団排除に関する誓約について(交付規程第29条)

交付規程(別紙)に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」に同意したものとします。

(11) 情報管理及び秘密保持について(交付規程第30条)

交付規程30条に基づき、申請者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用しないものとします。

(12) 利用状況の報告について(交付規程第26条)

交付規程第26条に基づき、間接補助事業の適正な管理のため、補助金交付により取得した財産等の利用状況を必要に応じ、確認する場合があります。

(13) 間接補助事業の公表について

採択された間接補助事業については、事業者名、事業概要、事業成果等を機構ホームページや報告書等にて外部に公表させていただきます。また、機構による報告書や資料作成等でご協力いただく場合があります。

6. 間接補助事業の申請、実施における注意事項

事業者が間接補助事業を申請及び実施する上での注意点を以下に記します。交付規程及び以下を熟読の上、申請して下さい。

(1) 申請者

申請にあたり、間接補助事業に含まれる設備等の所有者及び設備使用者（設備を使用して生産や営業活動を行う者）が異なる場合、原則として「共同申請」となります。

申請者が複数となる場合は、共同申請とし、交付申請書に各々の役割を明確に示し、各事業者間で十分な連携を取り事業を推進して下さい。

なお、地方公共団体は、主申請者になることはできません。

(2) 事業期間

① 事業の開始日

・事業の開始日は、間接補助事業の交付決定日とします。

※ 交付決定前の発注は、原則補助対象外となります。

② 事業の完了日

・事業の完了日とは、間接補助事業を構成する全ての工事等※1 を完了、検収した上で、費用の支払いがすべて完了する日をいいます。

・事業の完了日は、令和11年2月28日までとする必要があります。

・間接補助事業がやむを得ない理由により、予定の期間内（交付申請書（様式第1）の「3. 間接補助事業の開始及び完了予定日」に記載した完了予定日まで）に完了することが出来ないと見込まれる場合、事前に事故報告書（交付規程（様式第6））の提出が必要となります。

※1 間接補助事業を構成する工事等全てが対象となります。補助対象経費であるか否かは関係ありません。現地にて設備の性能が確認され、試運転調整が完了している必要があります。

③ 事前着手について

本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなします）、支出等はできません。審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「交付決定通知書」が発出されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、交付決定通知後から可能となるのが原則です。

ただし、本事業の必要性・緊急性に鑑み、以下の(ア)、(イ)に基づき事前着手届出を行い、(ウ)の通り事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日」として認める日（※）以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。なお、この場合でも補助金のルールに従った発注等の手続き（入札・3者見積など）が行われていないと補助対象経費となりませんのでご注意ください。

3者見積などが取得できない場合は、理由書を提出してください。

※事業者が事前着手開始日として申請した日付となります。届出日より前に実施した発注・契約・支出等に係る経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。
なお、事前着手の届出や受理は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。

(ア) 事前着手届出の受付期間

令和8年7月28日(火)～令和8年9月14日(月)15時まで

※上記期間に jGrants で届出を実施・完了してください。

(イ) 届出方法・提出先

届出される方は、上記期間に補助金申請システム「jGrants」の事前着手届出画面上から必要項目を直接入力し、届出してください。

提出先は、以下に記載の jGrants のホームページです。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDd5SMAT>

(ウ) 事前着手の受理の通知等

事前着手は、事務局が当該届出の内容から交付決定前に着手する緊急性・必要性があると判断した場合、受理を行います。事前着手の受理後、事務局から結果を速やかに通知します。

事前着手が受理された場合でも、本補助金の交付を受けるための採択審査の結果、採択されなかった場合は、本補助金の交付を受けることはできませんので、ご注意ください。また、事前着手受理通知に記載の「事前着手の開始日として認める日」より前に実施した発注（発注先への内示も発注行為とみなします）、購入、契約等に係る経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

事前着手届出が受理されなかった場合、交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したものの経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

※事前着手届出を検討される方向け補助金ルールの説明をご参照ください。

(3) 税金等の扱い

① 消費税等の扱い

消費税等は補助対象外となります。交付申請書に記載する金額は税別として下さい。

(4) 利益等排除

① 利益等排除

間接補助事業者の自社調達の場合のみ、製造原価をもって補助対象額とします。

(5) 見積、発注先選定

① 見積依頼（別紙④）参照

- ・見積依頼は申請者（共同申請の場合は原則として設備の所有者）が書面で行って下さい。※1、※2の押印は担当者印でも可とします。
- ・交付申請の段階においては、概算見積書（1者）でも可とします。
- ・機種を選定においては、メーカーや型式を指定せず、性能や仕様値で規定して下さい。
- ・見積依頼書は、事業者所定の書式でも可としますが、記載内容は機構の書式（別紙④）と同等以上として下さい。
- ・交付申請書（交付規程（様式第11））や実績報告書（交付規程（様式第9）（様式第10））に添付する見積依頼書の写しは、見積依頼先に提出したものの複写として下さい。（確定検査で原本確認を行う場合があります。）

※1 見積依頼書、見積書、契約書（又は注文書、注文請書）、納品書、受領書、請求書、領収書は、発注先と設備の所有者で取り交わすことを原則としますが、設備の所有者以外の共同申請者が取り交わす場合は、共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担（別紙⑧）及び根拠となる契約書等を交付申請書に添付して下さい。

※2 記載する件名は、見積依頼書、見積書、契約書（又は注文書、注文請書）、納品書、受領書、請求書、領収書等で統一して下さい。

② 見積書（別紙⑤）参照

- ・交付申請時の概算見積の場合、見積作成担当者の認印の押印で可とします。ただし、実施見積においては、見積作成会社の社印を押印して下さい。
- ・申請書に添付する概算見積書の写しは、交付申請日が見積有効期限内に該当しているかを確認して下さい。
- ・見積書は、見積依頼書に記載の条件を満たし、契約時点で有効なものを提出して下さい。
- ・見積書は、経費の費目（建物費(建物等取得費)、設計費、設備費（設備費、業務費）、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査及び試験費））にまとめて下さい。
- ・見積書は、補助対象経費と補助対象外経費が分かるように明確に記載して下さい。
- ・一式50万円以上（単体で50万円以上の機器を除く）の見積項目が含まれている場合については、見積項目の内訳を提出して下さい。
- ・設備費などの見積に含まれる諸経費等が一式50万円以上の場合は、その根拠を提示してください。
- ・補助対象経費は、値引き後の金額を記載して下さい。値引きを行う場合は、補助対象経費から値引きをしていることを明確に記載して下さい。
- ・交付申請書受領後、機構の担当者より、見積書、見積内訳書等の電子データ提出を要請する場合があるので準備をして下さい。

- ・ 交付申請書（交付規程（様式第1））や実績報告書（交付規程（様式第9）（様式第10））に添付する見積書の写しは、申請者が保管する見積書の複写を提出して下さい。（確定検査で原本確認を行う場合があります。）

③ 発注先選定

- ・ 間接補助事業を行うに当たり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（又は3者以上の相見積）を行って下さい。
- ・ 補助金の額は、補助金の額が最も安価な見積会社の見積金額により決定します。

- ・ 競争入札（又は3者以上の相見積）においては、適正な競争がなされる必要があります。そのため、次のとおり配慮して下さい。

- a. 事業者は、発注先に対し他の見積参加者を請負工事の下請けとして使用させない。

- b. 見積参加者同士が、一般の工事において元請け、下請けの関係にない。（総合建設業（ゼネコン）と専門工事業（サブコン）の関係等）

- c. 見積を実施する3者のうち、いずれか同士が関係会社の関係にない。

- ・ 発注先選定後、申請者が選定した会社と更なる減額交渉を実施し、金額を減額することは可とします。

- ・ 間接補助事業を行うに当たり、補助対象となる売買、請負、委託その他の契約の締結は、交付決定後に行って下さい。

④ 発注先選定理由書

- ・ 発注先の選定にあたり、間接補助事業の運営上、競争入札（又は3者以上の相見積）が著しく困難又は不相当である場合（例：技術上、生産能力上の事由から特定の発注先に限定せざるを得ない場合等）は、事前に機構に発注先選定理由書（別紙⑦）を提出して下さい。なお、理由書の内容や提出の時期により機構にて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意下さい。

※見積額の妥当性が分かる資料を提出して下さい。

⑤ 契約（発注）

発注にあたり、以下の内容を満たす必要があります。

- ・ 間接補助事業者（共同申請の場合は原則として設備の所有者）と発注先で請負（売買）契約書、又は注文書と注文請書を取り交わすこと。

- ・ 契約書（又は注文請書）には完了予定日（又は納入予定日）が記載されていること。

- ・ 請負に係る契約書又は注文請書には、原則として収入印紙が付されていること。

- ・ 原則、契約（発注）は単年度毎に行うこと。

⑥ その他

インターネットやメール、FAX等により注文を行い、注文書、注文請書を取り交わしていない場合には、間接補助事業者の発注や購買に関する手続き方法を記載した書類を機構に提出し事前に了解を得るとともに、注文書、注文請書に代わるもの（電子媒体等の印字したもの）を実績報告書に添付する必要があります。

（６） 発注先への支払い

- ① 当該年度に行われた工事、物品購入等に対しては、原則申請した事業期間中（ただし最長でも、令和11年2月28日）までに対価の支払い及び精算が完了する必要があります。工事の完了、検収と経費の支払いをもって、間接補助事業の完了となります。

※ 工事の完了、検収、請求がなされる前に支払いが完了した場合、適切な手続きとみなされず、補助対象外経費となります。

- ② 間接補助事業に関する工事、物品購入等の経費の支払い方法は「金融機関からの振込み」とし、支払いの事実を証明できるものとして次に示すいずれかの書類の写しを用意する必要があります。

- ・金融機関が発行した振込証明書等

- ・間接補助事業者（共同申請の場合、原則として設備の所有者）が発行した支払伝票及び発注先が発行した領収書

（請負契約の場合、原則として領収書には収入印紙が付されていること）

※ 手形、割賦、相殺等、金融機関からの振込以外の支払方法は認められません。

※ 金融機関に対する振込手数料等は原則補助対象とはなりません。ただし、以下の場合には、補助対象として計上することができます。

- ・振込手数料を発注先が負担している場合

- ・発注先が発行する請求書において、発注先が振込手数料を負担する旨が記載されている場合

- ・発注先が領収書を発行した際、振込手数料が領収金額の内数になっている場合

- ③ 発注先への支払いと同時期に資産を担保設定する場合、財産の取得前であっても事前に財産処分承認申請書（交付規程（様式第15））を機構に提出し、承認を受ける必要がありますのでご留意下さい。

（７） 設備等取得においてリース会社を利用する場合

設備等取得においてリース会社を利用する場合は、設置事業者とリース会社との共同申請とし、原則、リース会社は1企業について1社とします。ただし、リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。

また、契約期間は、導入設備の減価償却期間（複数の場合は最長のもの）以上としてください。割賦契約はリースには含みません。なお、建物の取得においてリース会社を利用する場合は、建物等取得費は本補助金の対象とはなりません。

（共同申請の場合の補助率の考え方について） 共同申請の場合、P5の「3.（5）補助率と要件」で定める補助率は、以下のように適用されます。

共同申請する企業の組合せ	適用される補助率
大企業と大企業の共同申請	大企業
中小企業等と大企業の共同申請	大企業
中小企業等とリース会社(大企業に該当)との共同申請	中小企業等
中小企業等と中小企業等の共同申請	中小企業等

7. 間接補助事業申請に係る提出書類

本事業費補助金に応募される事業者は、公募期間中に以下の書類の提出をお願いします。

- (1) 交付申請書（様式第1）（別紙①参照）
- (2) 実施計画書（様式第2）（別紙②参照）
- (3) 事業概要書（別紙⑫参照）
- (4) 連絡窓口表（別紙⑬参照）
- (5) 賃上げ表明書（参考様式1）
- (6) ワークライフバランス 認定証等エビデンス
- (7) 添付書類

1. 実施場所（形式自由。A4で1枚程度）
(1) 実施場所の地図 ※ 最寄り駅がわかるものとして下さい。 ※ 設備の設置先を明示して下さい。
2. 事業全体イメージ（形式自由。A4で1、2枚程度）
(1) 実証事業費補助金全体のフロー図 ※ 申請の間接補助事業の範囲と一体で運用される既存のシステム（設備）がある場合は、これも含めて下さい。 (2) 新たに導入する設備のある場合は配置図、配管図
3. 機器仕様（形式自由）
(1) 主な設備の仕様概要 (2) 新たに導入する設備の仕様詳細
4. 事業計画
(1) 発注計画書（別紙③）※すべての発注について、発注単位毎に記載して下さい。 (2) 事業概要書（別紙⑫） (3) 事業PR資料（任意）
5. 見積依頼書の写し、見積書の写し、申請金額整理表
(1) 「6. (5) 見積・発注先選定」
6. 申請者の会社概要（共同申請の場合、全申請者の提出が必要）
(1) 会社概要（法人や施設の概要書、パンフレット等） (2) 会社の定款 (3) 法人にあっては、履歴事項全部証明書、登記事項証明書又は登記簿謄本の写し ※ 発行日が申請日から3ヵ月以内のもの。 (4) 財務諸表（直近2カ年分）

※以下に該当する場合、必要に応じ追加書類を提出して下さい。

7. 共同申請関係
(1) 交付申請書に記載した間接補助事業に要する経費等の申請者別内訳 (別紙⑨) (2) 交付申請書に記載した資金調達計画の申請者別内訳 (別紙⑩) (3) 共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担 (別紙⑧) 及び根拠となる契約書等 (設備の所有者以外が実施する場合のみ)
8. 支払委託契約関係
(1) 支払委託契約書 (案可) の写し
9. 発注先選定理由書 (申請時点で発注先が決定している場合)
※ やむをえない理由で発注先の選定に際して競争入札 (又は3者以上の相見積) を実施しない予定の場合に提出して下さい。(別紙⑦) ※ 必要に応じ、説明のための資料を添付して下さい。
10. 業務委託関係
間接補助事業の一部を第三者に委託する場合 (1) 間接補助事業者と委託先との委託契約書 (案可) の写し (2) 委託内容を説明する書類 (3) 委託先に対する監督体制及び検査内容

(8) その他

サーキュラーパートナーズ (サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ) 事務局に提出している各種書類の写しを添付してください。

- ※ 審査にあたって別途資料の提出を要求することがあります。
- ※ 提出いただいた書類は返却しませんので、全てコピーを取り、保管をお願いします。
交付申請書 (様式第1)、実施計画書 (様式第2) についても、原本を機構に提出し、コピーを保管して下さい。
- ※ 提出いただいた事業概要書 (別紙⑫) については、別途公表用としても、作成・提出を依頼します。また、別途間接補助事業に関連した資料の作成を依頼する場合があります。
- ※ 申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報 (提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます) については、当機構又は経済産業省における審査、管理、確定、精算、効果的な政策立案や、政策の効果検証といった特定の目的のためにのみ利用します。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

8. 別紙参照資料

【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度)(又は○年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率○%以上とすることを表明いたします。/従業員と合意したことを表明いたします。

(記載時の留意点)

事業終了後に当該表明書の内容について、留意事項1又は2における関連資料のご提出を頂くとともに、当省にて内容を確認させていただきますので、それらを踏まえた記載内容の選択をお願いします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
(住所を記載)
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1.事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度及びその前年度における同書を作成後、それぞれの「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額と同書類を提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
- 2.暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年及びその前年における同表を作成後、それぞれの「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額と同書類を、提出してください。
- 3.上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、加点いたしません。
- 4.すでに本表明書を当該年度中に経済産業省または他省庁へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

(参考様式1)

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度)(又は○年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率○%以上とすることを表明いたします。/従業員と合意したことを表明いたします。

(記載時の留意点)

事業終了後に当該表明書の内容について、留意事項1又は2における関連資料のご提出を頂くとともに、当省にて内容を確認させていただきますので、それらを踏まえた記載内容の選択をお願いします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
(住所を記載)
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1.企業概要を確認させていただくため、前年度の法人税申告書別表1を本表明書と同時に提出してください。
- 2.事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度及びその前年度における同書を作成後、それぞれの「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額と同書類を、提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
- 3.暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年及びその前年における同表を作成後、それぞれの「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額と同書類を、提出してください。
- 4.上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、加点いたしません。
- 5.すでに本表明書を当該年度中に経済産業省または他省庁へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

(様式第1)

受理番号 (機構で記入)							

令和 年 月 日
番 号

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 山内 弘隆 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(自律型資源循環システム強靱化促進事業) 交付申請書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (自律型資源循環システム強靱化促進事業)
交付規程 (低炭素機構・202606-第412号。以下「交付規程」という。) 第5条第
1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号。
以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭
和30年政令第255号) 及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請しま
す。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 間接補助事業の目的
3. 間接補助事業の開始及び完了予定日
当年度の事業期間 交付決定日 ~ 令和 年 月 日
(注1) 事業完了日の最終期限は、令和11年2月28日までとすること
4. 間接補助事業の内容
5. 間接補助事業に要する経費 円
6. 補助対象経費 円
7. 補助金交付申請額 円

8. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙）

（注） 1. 「間接補助事業に要する経費」は、総事業費（補助対象＋補助対象外）の額を記載すること。

2. 「補助対象経費」及び「補助金交付申請額」においては、消費税等仕入控除税額を減額して申請すること。尚、次の算式を明記すること。

（補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額）

3. この申請書には、以下の書面を添付のこと。

（1）様式2の「実施計画書」を添付のこと。

（2）その他機構が指示する書面。

(別 紙)

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

費 目	細分/内容 (注 1)	間接補助事業 に要する経費 (注 2)	補助対象経費 (注 3)	補助率 (注 4)	補助金の額 (注 5)
建物等 取得費		円	円	1 / 2 以内 1 / 3 以内	円
設計費		円	円		円
設備費		円	円		円
業務費		円	円		円
本工事費		円	円		円
付帯工事費		円	円		円
機械器具費		円	円		円
調査及び 試験費		円	円		円
合 計		円	円		円

(注 1) 本文別表 1 の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の費目をもとに、費用を出来るだけ分かりやすく分解して示すこと。また、各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示すこと。

(注 2) 「間接補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味する。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注 3) 「補助対象経費」には、「間接補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注 4) 補助率には中小企業は 1 / 2 以内、大企業は 1 / 3 以内を記載すること。中小企業とは「中小企業基本法」に定められた企業とし、大企業はそれ以外とする。

(注 5) 「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額 (1, 0 0 0 円未満は切り捨て) を指す。

(様式第2)

受理番号（機構で記入）							

令和 年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 山内 弘隆 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

実施計画書

1. 間接補助事業の実施計画

(1) 間接補助事業の目的

(イ) 目的

(ロ) 実施場所（住所及び事業所名）

(2) 間接補助事業の概要

2. 間接補助事業の具体的な内容

(1) 事業の実施方法

* 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載すること。

* 本事業補助金の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。

(2) 事業実施工程表

実施項目	令和8年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①												
②												
③												

実施項目	令和9年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①												
...												

実施項目	令和10年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①												
...												

(注) 上記の表に実施項目を記載し、矢印等で全体の実施スケジュールを示すこと。

(3) (補助) 事業実績、業務遂行能力

※当該事業に関連して過去に国の間接補助事業や類似の事業を実施している場合、その実績として、事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）を記載すること。

※国等からの補助金の受け入れ、委託契約の受託等の実績については、経理責任者、事務管理責任者等の氏名、所属等を記載すること。

3. 実施体制

(1) 実施体制図

(2) 実施体制

※実施責任者略歴、研究員・実施者の氏名、所属、役職、業務内容を記載すること。

4. 補助対象経費の算出根拠

※事業費について記載すること。

※事業費は、予定されている契約等の単位で記載すること。（見積書、定価表、カタログ等を添付）

5. 間接補助事業者の概要

※各項目について直近決算年度末の数値を間接補助事業者の単体ベースで記入すること。

社名			
代表者 役職・氏名			
連絡先	Tel: Fax: E-mail:		
本社所在地			
設立年月日	年 月 日	決算月	
資本金	千円	従業員数	
事業内容			
主な出資者 (出資比)	〇〇〇 (株) (60%) (株) ▽□〇 (30%)		

率)	(株) □○○ (10%)	
----	---------------	--

(作成責任者役職・氏名： ○○事業部長 ○○ ○○)

(以下に代表者を含めた役員全員を記載すること。)

シメイ	氏名	生年月日				性別	所属	役職名
		和暦	年	月	日			
(例) ケイザイ タウ	経済 太郎	S	35	01	01	M	(株) 経済産業	代表取締役社長

(注1) 記載しきれない場合は、適宜行を追加して記載すること。

(注2) 氏名カナは、半角、姓と名の間も半角で1マス空けること。

(注3) 氏名漢字は、全角、姓と名の間も全角で1マス空けること。

(注4) 生年月日は、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」で半角とし、数字は2桁半角で記載すること。

(注5) 性別は、男性は「M」、女性は「F」とし、半角で記載すること。

(注6) 外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読み半角で記載すること。

6. 添付書類

* 上記の他、必要な書類があれば添付すること。

(別紙③)

補助金交付番号							

(補助金交付番号は、申請時は空欄で提出すること)

令和 年 月 日

令和 8 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(自律型資源循環システム強靱化促進事業)

発注計画書

N o	年月日	発注品目名
1	令和 年 月 日	
2	令和 年 月 日	
3	令和 年 月 日	
4	令和 年 月 日	
5	令和 年 月 日	
6	令和 年 月 日	
7	令和 年 月 日	
8	令和 年 月 日	
9	令和 年 月 日	
10	令和 年 月 日	
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(別紙④)

依頼日：令和〇〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社 御中

見積依頼書（記入例）

G I O株式会社
施設部
霞ヶ関 一男

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成して下さい。

見積件名	〇〇設備新設工事	
納入場所	G I O株式会社	
工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
見積書提出期限	令和〇年〇月〇日	
引き合い仕様書	有り	無し
添付図面	有り	無し
見積条件		
(例) ●見積項目は、下記①～⑧の経費に分類すること。 ●一式で50万円以上の場合、見積項目の内訳を記載すること。（単体で50万円以上の機器除く。） ●値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にすること。 ※詳細は、引き合い仕様書、図面を参照して下さい。 ① 建物等取得費 ② 設計費 〇〇設備新設工事に伴う設計費用 ③ 設備費 〇〇〇〇（詳細は別紙見積仕様書参照） ④ 業務費 ⑤ 本工事費 ⑥ 付帯工事費 ⑦ 機械器具費 ⑧ 調査及び試験費 依頼書は、事業者所定の書式でも可とします。 ただし、依頼書への記載内容は、記入例と同等以上であること。		

引き合い仕様書、図面の添付状況等により、記載内容を変更・削除して下さい。

(別紙⑤)

見積番号： ○○○○○○○○
令和○○年○○月○○日

見積書は、事業者所定の書式でも可とします。
ただし、依頼書への記載内容は、記入例と同等以上であること。

見積書（記入例）

宛先
件名
引渡場所
納期
見積有効期限
支払い条件

見積有効期限は申請日が含まれるようにして下さい。

会社名
住所

TEL：
FAX：

--	--	--

見積金額

(上記金額に消費税は含みません。)

番号	品名	数量	単位	単価	金額
1	建物等取得費				2,000,000
1-1	補助対象				1,500,000
	(1) ○○○	10	枚 (A3)	100,000	1,000,000
	(2) △△△	5	枚 (A3)	100,000	500,000
1-2	補助対象外				
	(1) ●●●				
	(2) ▲▲▲				
2	設計費				
2-1	補助対象				
	(1) ×××				
	(2) □□□				
					
2-2	補助対象外				
	(1) +++				
					
4	業務費				
4-1	補助対象				
	(1) ×××				
	(2) □□□				
					
4-2	補助対象外				
	(1) +++				
	(2) ▽▽▽				
					
小計					
消費税					

「出精値引き」や「調整費」等の記載のないようにして下さい。
値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にするように依頼先に必ずご連絡ください。

補助金申請番号

令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(自律型資源循環システム強化促進事業)

1. 全体計画

[illegible]

37

(別紙⑦)

令和〇〇年〇月〇日

一般社団法人
低炭素投資促進機構 御中

発注先選定理由書（記入例）

申請者	〇〇〇株式会社△△△部
見積件名	〇〇〇工事
発注予定先	□□社
提出理由	☒ 随意契約の予定 ☐ 2社だけの相見積りである ☐ 発注予定先が最も安価な ☐ その他（

(注) 機構内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。

合理的理由として原則認められない例

- ・導入したい設備の代理店なので
- ・メーカーに直接見積を取るのが最も安価
- ・構内業者だから
- ・施工の信頼性が高いから
- ・対応が早いから

選定理由
【よくあるご質問】 (1) 発注先選定書が必要な発注を行う場合は、先に事務局に確認するようにと記載があるが、事務局の認定を受けてから発注ということで間違いはないか。 →ご認識の通りです。過去に問題があったことがあり、選定理由についてはできるだけ事前にお問い合わせください。 (2) 3者見積もりが取れていれば、事前に事務局の承認を得る前に発注して良いか？ →最低価格の事業者が発注を行う際は、事前に確認を取って頂く必要はありません。最低価格でない事業者が発注する場合は、選定理由書が必要となります。 (3) 選定理由書を出すように要請されているが、申請の際に発注先まで記載していて、再度書類を提出する趣旨について教えて欲しい。 →申請の時は概算見積で、3者の見積もりは不用としています。交付決定後実際に活動を開始する際に3者見積もりや選定書を提出いただきます。 選定理由書は3者見積もりが取れない場合、納期や製造者の事情により相見積もりが取れない場合に提出いただきます。 (4) 見積もり依頼をしても見積り仕様書に対して、見積もりが出ない場合、辞退書を頂くことは有効なのか？ →有効です。その際、選定理由書に、辞退されたため1者(または2者)のみの見積もりで発注する旨を記載頂き、辞退書(メール等でも可)を添付ください。

(別紙⑧)

令和 年 月 日

共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担

品目名： _____

書類等	発行者	受領者	書類等の発行、受領が発注元と発注先（候補）とで交わされない場合、その理由を記入してください ※根拠となる契約書を添付すること。
見積依頼書			
見積書			
注文書			
注文請書			
物件受領書			
納品書			
受領書（検収書）			
請求書			
支払い行為			
領収書			

(別紙⑨)

間接補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(記入例)

令和 年 月 日

下記を参考に記入して下さい。
 紙資料での提出にあたっては別紙⑭「申請書ファイリング例」を参照し、他の添付書類とともに提出して下さい。
 各費目毎に1,000円未満は切り捨てして下さい。
 共同申請の場合、各事業者の合計金額を記入して下さい。

合 計

費 目	間接補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
建物等取得費	3,300,000 円	2,900,000 円	1/2以内	1,450,000 円
設計費	2,200,000 円	2,150,000 円		975,000 円
設備費	7,650,000 円	6,600,000 円		2,780,000 円
業務費	3,800,000 円	3,600,000 円		1,300,000 円
本工事費	1,000,000 円	800,000 円		400,000 円
付帯工事費	20,000,000 円	18,000,000 円		8,000,000 円
機械器具費	1,200,000 円	1,200,000 円		590,000 円
調査及び試験費	2,000,000 円	2,000,000 円		975,000 円
合 計	41,150,000 円	37,250,000 円		16,470,000 円

〇〇〇〇株式会社

費 目	間接補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
建物等取得費	2,400,000 円	2,000,000 円	1/2以内	1,000,000 円
設計費	1,200,000 円	1,200,000 円		500,000 円
設備費	7,000,000 円	6,000,000 円		2,500,000 円
業務費	3,500,000 円	3,300,000 円		1,150,000 円
本工事費	1,000,000 円	800,000 円		400,000 円
付帯工事費	0 円	0 円		0 円
機械器具費	700,000 円	700,000 円		350,000 円
調査及び試験費	0 円	0 円		0 円
合 計	15,800,000 円	14,000,000 円		5,900,000 円

△△△△株式会社

費 目	間接補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
建物等取得費	900,000 円	900,000 円	1/2以内	450,000 円
設計費	1,000,000 円	950,000 円		475,000 円
設備費	650,000 円	600,000 円		280,000 円
業務費	300,000 円	300,000 円		150,000 円
本工事費	0 円	0 円		0 円
付帯工事費	20,000,000 円	18,000,000 円		8,000,000 円
機械器具費	500,000 円	500,000 円		240,000 円
調査及び試験費	2,000,000 円	2,000,000 円		975,000 円
合 計	25,350,000 円	23,250,000 円		10,570,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

(別紙⑩)

令和 年 月 日

申請者別の資金調達計画について(記入例)

下記を参考に記入して下さい。
紙資料での提出にあたっては別紙⑭「申請書ファイリング例」を参照し、
他の添付書類とともにファイリングの上、提出して下さい。
※共同申請でない場合も申請者の資金調達計画をご提出ください。

合 計

項 目	自己資金	起債又は借入金	その他	補助金	合 計
金 額	6,000,000 円	4,000,000 円	0 円	5,000,000 円	15,000,000 円

〇〇〇〇株式会社

項 目	自己資金	起債又は借入金	その他	補助金	合 計
金 額	4,000,000 円	2,000,000 円	0 円	3,000,000 円	9,000,000 円

△△△△株式会社

項 目	自己資金	起債又は借入金	その他	補助金	合 計
金 額	2,000,000 円	2,000,000 円	0 円	2,000,000 円	6,000,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

(別紙⑪)

補助金交付番号							

届出日(記入日)			
令和			
	年	月	日

令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(自律型資源循環システム強靱化促進事業)

変更届出書

一般社団法人
低炭素投資促進機構 御中

上記補助事業に変更がありましたので、下記の通り届出をします。

記

1. 間接補助事業者

(フリガナ)	
法人名	
(フリガナ)	
代表者名	
役 職	
住 所	(—)

2. 変更の内容

① 変更事項： ② 変更前と変更後の内容： 変更前 変更後 ③ 変更年月日： 令和 年 月 日 ④ 変更の理由：
--

※ 1. 間接補助事業者の記載事項に変更がある場合、本変更届出書(別紙⑪)を提出下さい。
また、担当者に変更がある場合、本変更届出書(別紙⑪)および連絡窓口表(別紙⑬)を提出下さい。

事業概要書

(別紙⑫) 事業概要書 (自律型資源循環システム強化促進事業)

【提出時の注意事項】
※本書式の【注意】等、「赤字」「青字の例」は、削除の上で、ご提出ください。

補助金申請額 00,000,000円

間接補助事業の名称

申請日：令和8年XX月XX日

☒ 主申請者	XXX
☐ 共同申請者	XXX

【注意事項（共通）】
※本資料は評価委員が申請内容の評価を実施するための重要な資料となりますので、各注意事項を熟読のうえ作成を行ってください。
① 文字の大きさは14pt以上とすること（図表内は12pt以上）。
② 既定のフォント（Meiryo UI）を使用すること。
③ 各項目の枚数については、各ページ右上部に指定されている場合、その上限に収まる形で記載を行うこと。
④ 図表（写真、パース、位置図、区域図、配置図、エネルギー・マテリアル等のフロー、体制図、スキーム図、グラフ、線表等）などを用い、ヴィジュアルに表現すること。
⑤ 説明にあたっては可能な限り定量的な説明を行うこと。
⑥ 枠線については、適宜変更を行い、行の追加等を行うこと。

- ② 長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
③ リユース、リファビッシュ等のC E コマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

1. 間接補助事業の概要

必須項目

事業概要について簡潔に記載すること

例：〇〇を導入して××を製造する～

事業名称	XXX	実施体制	(主申請者) XXX (共同申請者、連携先) XXX、XXX、
実施内容	間接補助事業の目的・実施内容	実施場所・対象設備	施設名称 XXX 対象設備 XXX
	CO ₂ 排出削減効果・削減コスト	【記載必須事項】 ・ GXの観点から見た申請事業の概要を記載すること（GXのどのような課題にどのように貢献するか） 【注意事項】 ・ 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること	専総額 xxx(円)
	製造能力目標・達成目標年度	交付申請額	XXX円
	主要用途市場・主要顧客	開始予定日	YYYY/MM/DD
		終了予定日	YYYY/MM/DD

2. 事業とCE政策との整合性（定性的要件） CE政策における事業の位置づけ

必須項目

CE政策及び業界団体のCE目標における事業の位置づけについて簡潔に記載すること

例) 循環経済行動計画では「2030年までに自動車向け再生プラスチック2.1万tの供給」を掲げており、本事業はXX%のカバーに値する。

【記載必須事項】

- 政府のCE政策や目標、または業界団体のロードマップやCE目標との整合性を記載のこと。
 - 整合している場合：当該目標への貢献度を記載すること
 - 整合していない場合：どのようなインパクトを創出できるか具体的に記載のこと
- 「循環経済行動計画」やCPs等で示している各素材・製品の資源循環に係る指標を参照したうえで、簡潔に文章で説明するとともに、図表（グラフ、線表等）などを用い、ヴィジュアルに表現すること。

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること。

3

3. 事業とGX政策・投資基本原則との整合性（定性的要件） GX政策における事業の位置づけ

必須項目

GX政策における事業の位置づけについて簡潔に記載すること

例) ○○～

【記載必須事項】

- なぜGXとして支援・推進すべき事業なのかを明確に記載すること（不可欠性やポテンシャルなど）
 - 簡潔に文章で説明するとともに、表紙に記載の通り、図表（写真、パース、位置図、区域図、配置図、エネルギー・マテリアル等のフロー、体制図、スキーム図、グラフ、線表等）などを用い、ヴィジュアルに表現すること。
- 事業の競争力及び競争力の源泉について記載すること
 - 想定される市場規模。また獲得を目指す市場規模。
 - 目標とする市場規模を獲得する上での競争力の源泉
 - GXの観点から見た技術革新性

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること。

4

4. 導入設備の妥当性（定性的要件）

必須項目

設備名

XXX

設備の特徴等

- XXX
- XXX

【記載必須事項】

- 設備の特徴等

→以下に注意すること

- 導入設備の製造国・仕様・スペックや強み、選定理由等をイメージ図などを用いて詳細に記載すること
- 海外製の装置を入れる場合、独自に改良を加えるなどプラントエンジニアリングでの独自性がある場合は記載すること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること

5

5. 事業の技術的・事業的妥当性（定性的要件）

必須項目

事業の技術的・事業的妥当性について簡潔に記載すること

例）現状、市場はxxのように変化中、競合はxxに注力。自社はxxの方針

事業環境と自社のポジショニング

【市場】

- 市場規模はXXX兆円ほどであり、地産地消型の市場である。
- ※推定または引用資料名（URLなど）も記載可
- XXX

市場発展の見込み

【競合】

- XX産業のプレイヤーは〇〇社ほどプレイヤーがあり、市場の3割を、競合A社が占めている。
- XXX

【自社】

- 当社は業界2番
- 当社の強みとしては、XXXであり、特にXX向けに出荷している。
- XXX

国際競争力・競争優位性・不可欠性

今後の自社の事業戦略

【XXX事業の全体戦略】

- XXX
- XXX

【記載必須事項】

- 競争優位性・不可欠性（代替手段の有無、ボトルネック解消への寄与、サプライチェーン上の不可欠性等）を記載すること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること。

6

【①ア】 基本的要件

必須項目

実施目的や実施内容について簡潔に記載すること
例) 前述の事業戦略を踏まえ、xxを目的として、xxを実施する

間接補助事業の実施目的

間接補助事業の実施内容

【記載必須事項】

- 間接補助事業の実施目的、実施内容
→以下に注意すること
 - 本事業の事業目的については、公募要領「1.（1）事業目的」を参照し、本事業以外にも含め、国の各GX政策との整合性がどこにあるのか、どのように整合しているかが分かるように記載すること
 - 導入する設備についてもイメージが明確となるよう、図や写真などを掲載すること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

7

【①ア】 基本的要件

必須項目

今後の取組方針などについて簡潔に記載すること
例) 将来的には、xxを行う。また、国内外での販売はxxを行い、自立化に向けてxxを行う方針である

今後の取組方針等

【間接補助事業の実施により新規に得られる年間あたりの製造能力と将来的な生産体制構築に向けた対応】

• xxx

【国内への営業・販売構想】

• xxx

【海外展開（海外への営業・販売、標準化・知財戦略を含む）に向けた構想】

• xxx

【中長期目標（将

• xxx

【記載必須事項】

- 今後の取組方針等
→以下に注意すること
 - 間接補助事業の実施により新規に得られる年間あたりの製造能力と将来的な生産体制構築に向けた対応
 - 国内への営業・販売構想
 - 海外展開（海外への営業・販売、標準化・知財戦略を含む）に向けた構想
 - 中長期目標（将来的な自立化）に向けた取組方針等

【注意事項】

- CEマースの事業については、「製造能力」を「処理能力」等と読み替えて記載すること
- 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること
- 必要に応じて頁が複数になることは妨げない。

8

必須項目

例) 製造能力としてはxx (xx年度)、コスト目標としてはxx (xx年度)を目指す

KPI 目標値・ 目標年度	目標値・ 目標年度 目標値・ 目標年度 目標値・ 目標年度
間接補助 事業の実施に より新規に 得られる 年間あたりの 製造能力	XXX (xx年) 【記載必須事項】 - 間接補助事業の実施により得られる年間あたりの製造能力 - コスト目標 →以下に注意すること。 カーボンニュートラル及びサードセクターエコノミーの市場の広がりを見据え、世界トップクラスを目指し、2030年に 向けた製造能力等に関する野心的な目標を対外的に掲げていること。
コスト目標	XXX (xx年) 【注意事項】 - 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること。 - 必要に応じて頁が複数になることは妨げない。

9

必須項目

例) 以下の体制にて、本事業を円滑に推進する

【記載必須事項】

- ・ 実施体制
→単独申請の場合、事業部等の単位で間接補助事業における役割分担を記載すること
→共同申請の場合、事業者単位で補助事業における役割分担を記載すること

【注意事項】

- ・ 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

47

【①ウ】 間接補助事業の実施体制 （市場性・産業戦略上の意義（定性的要件））

必須項目

例）以下に記載の通り、当該設備により生産される製品の市場での優位性確保のため、ノウハウ等に関する技術流出防止措置を含む適切な情報管理体制を整備している

【記載必須事項】

・ 情報管理体制図

- 単独申請の場合、事業部等の単位で間接補助事業における情報管理体制を記載すること
- 共同申請の場合、事業者単位で補助事業における情報管理体制を記載すること

【注意事項】

- ・ 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

11

【①エ】 経営層のコミット

必須項目

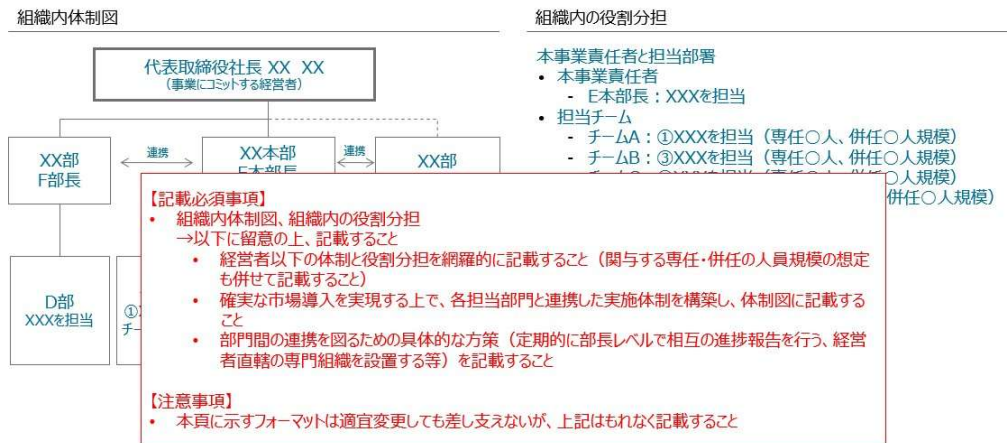
経営層のコミット状況について簡潔に記載すること

例）間接補助事業を実施する全ての者において、経営層のコミットを約束する

応募申請者名		各社における経営層のコミット
主申請者	Xxx株式会社	後段に記載の通り、経営層がコミットする
共同申請者	株式会社Xx	後段に記載の通り、経営層がコミットする（代替手段様式を提出）
	【記載必須事項】 ・ 主申請者、共同申請者の全てにおける経営層のコミット状況 →各項目について、以下の通り記載すること ・ 経営層のコミットについて、本様式「 8. 経営層のコミット（ i ）（ ii ）」にて説明する場合は、「後段に記載の通り、経営層がコミットする」などと記載すること ・ 経営層のコミットについて、本様式「 8. 経営層のコミット（共同申請者の代替手段）」に示す代替手段にて説明する場合は、「後段に記載の通り、経営層がコミットする（代替手段様式を提出）」などと記載すること ※代替手段が認められるのは、共同申請者のうち、本事業を中核的に推進する主体ではない場合のみであることに注意すること 【注意事項】 ・ 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること	

12

組織内体制図や役割分担について簡潔に記載すること
例) 間接補助事業の遂行において、経営層はxxの役割を担う



13

間接補助事業の円滑な推進・目標達成に向けた取組について簡潔に記載すること
例) xxに取り組むことで、間接補助事業の円滑な推進と目標達成を目指す

(例1) 経営者等による具体的な施策・活動方針	(例2) 経営資源の投入方針
- 経営者のリーダーシップ - カーボンニュートラルに関わる産業構造変革の仮説や自社の事業構造転換の方針を社内外に示し、その中に当該事業を位置づけるか - 経営者が、社内外の幅広いステークホルダーに対して、当該事業の重要性をメッセージとして発信するか - xxx - 事業のモニタリング・管理 - 経営層が定期的に経営層の時間の内 - 経営層が、事業の - 事業の進捗を判断 - 生産開始、市場導 - 予め設定しておくか - xxx	- 全社事業ポートフォリオにおける本事業への人材・設備・資金の投入方針 - 中長期的な企業価値向上に向けた事業ポートフォリオの中で、本事業への経営資源配分をどのように位置づけ、統合報告等で示しているか
【記載必須事項】 - 間接補助事業の円滑な推進・目標達成に向けた取組 →具体的取組内容を記載すること (ここで示した項目はあくまで例示であり、個社の事情に即して、記載内容を整理すること) 【注意事項】 - 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること	
	(例3) 経営者等の評価・報酬への反映 - 事業の進捗状況が、経営者や担当役員・担当管理職等の評価や報酬の一部に反映されるか - xxx

14

間接補助事業の継続性確保に向けた取組について簡潔に記載すること
例) xxに取り組むことで、間接補助事業の継続性を確保する

例：事業の継続性確保の取組

- 経営層が交代する場合にも事業が継続して実施されるよう、後継者の育成・選別等の際に当該事業に関連づける等、着実な引き継ぎを行うか
- xxx

【記載必須事項】

- 間接補助事業の継続性確保に向けた取組
→ 具体的取組内容を記載すること
(ここで示した項目はあくまで例示であり、個社の事情に即して、記載内容を整理すること)

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

15

中長期的な企業価値向上に向けた取組について簡潔に記載すること
例) xxに取り組むことで、中長期的な企業価値向上とステークホルダーとの対話を推進する

〈例1〉取締役会等コーポレート・ガバナンスとの関係

- カーボンニュートラルに向けた全社戦略
 - 当該分野の範囲を超えたカーボンニュートラルに向けた取組又はイノベーション推進体制整備等について全社戦略を策定しているか
 - xxx

- 経営戦略への位置づけ
 - 2050年カーボンニュートラルを事業戦略の意思決定に反映しているか
 - 事業の進捗状況や環境の変化等、上記で決定した要素として
 - xxx

【記載必須事項】

- 中長期的な企業価値向上に向けた取組
→ 具体的取組内容を記載すること
(ここで示した項目はあくまで例示であり、個社の事情に即して、記載内容を整理すること)

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

- コーポレートガバナンスとの関連付け
 - 上記の経営戦略や事業戦略・計画が目指す成果を取締役の選任、評価、報酬等に反映させる仕組みがあるか
 - xxx

〈例2〉ステークホルダーとの対話、情報開示

- 中長期的な企業価値向上に関する情報開示
 - 全社的な経営戦略を示す
 - 株主・投資家に統合報告書等において、どのように事業戦略・計画を説明しているか

果(社会的価値)に発信するか

ように持続的な企業のような財務指

、投資家の期待値か、リスク等について、従業員等のステークホ

ルターとどのように対話するか

- xxx

16

【①エ】経営層のコミット（共同申請者の代替手段）

必須項目（代替手段）

令和8年X月X日
令和8年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（自律型資源循環システム強靱化促進事業）事務局 御中

共同申請者 住所 XXX
法人名 XXX
代表者の役職・氏名 XXX

経営層のコミットについて

令和8年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（自律型資源循環システム強靱化促進事業）」の実施に当たっては、主申請者と協力し、本事業の完遂に必要な経営資源を機動的・継続的に投入するための組織体制を構築し、着実に本事業に取り組みます。

- 【注意事項】
- 本様式「8. 経営層のコミット」に記載したとおり、共同申請者のうち、本事業を中核的に推進する主体ではない場合は、本文書を作成・提出することにより、本様式「8. 経営層のコミット（i）（ii）」の提出を省略できる。
 - なお、本文書を作成する場合は、日付・住所・法人名・代表者の役職・氏名のみを記載すること

17

【①オ】財務の健全性

必須項目

主申請者、共同申請者の全てにおける財務状況について簡潔に記載すること
例）全ての者において財務の健全性を有し、間接補助事業を円滑に推進することが可能である

	#	応募申請者名	各社における財務状況
主申請者	A	Xxx株式会社	Xxxのため、間接補助事業を円滑に推進する資金力、経営基盤を有する ※後段参照
共同申請者	B	株式会社Xx	Xxxのため、間接補助事業を円滑に推進する資金力、経営基盤を有する
	【記載必須事項】 - 主申請者、共同申請者の全てにおける財務状況 →間接補助事業を円滑に推進することが可能である場合は、その理由を明記すること 【注意事項】 - 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること ※公募要領の内容要確認		
	F		

18

必須項目

例) 以下のとおり、間接補助事業を円滑に推進する資金力、経営基盤を有する

(单位: 百万円)

事業名：XXX（※共同申請の場合は、主申請者の名）		20xx年x月期		20xx年x月期		20xx年x月期	
財務項目名	集計区分（単体/連結）						
売上高							
売上総利益							
営業利益							
税引前当期純利益							
当期純利益							
純資産							
自己資本							
株主資本							
総資産							
流動資産							
流動負債							
有利子負債							
営業キャッシュフロー							
投資キャッシュフロー							

【記載必須事項】

- 直近3か年の財務項目
 - 各項目について、以下の通り記載することなお、共同申請の場合は、主申請者についてのみ記載すること
 - 集計区分は、可能な範囲で単体の値を記載すること
 - 財務項目の値は小数第1位を四捨五入して整数値で記載すること切り捨ての場合は、その旨を表下の備考欄に記載すること
 - 営業利益などがマイナスとなった場合は、「△」などを利用せず、「-」を用いて数値を記載すること
 - 有利子負債など集計を行っていない財務項目がある場合は、空白にしたうえで、その旨を備考欄に記載すること
 - その他補足事項がある場合は、備考欄に記載すること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること

（備考）

19

必須項目

例) xx年までにxxを実施、xx年までにxxを実施。xx年には間接補助事業の終了を目指す

- **スケジュール**
 - 簡潔にタスク分解したうえで、間接補助事業のスケジュールの全体感を記載すること
 - なお、以下に注意すること
 - 計画における重要なマイルストーンを明記すること
 - 設備導入、商用生産開始、投資回収の3時点を明記すること

20

【①カ】 間接補助事業の実現性（間接補助事業の内容及び実施スケジュール）

必須項目

導入機器等の事業内容について簡潔に記載すること

例）xxを目的として、xxを実施する。具体的にはxxなどの設備を導入する

【記載必須事項】

・ 事業内容

→以下に注意すること

- ・ 間接補助事業の全体像がわかるよう、主要な導入設備とその概要（主要スペック、役割、新設・改造・リプレイスなどの導入方法等）、選定理由を記載すること
- ・ 主要設備の導入場所を事業所等の図面に示すこと

21

【①カ】 間接補助事業の実現（市場性・産業戦略上の意義（定性的要件））

必須項目

実施する取組や実施時期、ターゲット等について説明文を記載すること

例）需要家の巻き込みに向けて、Xxに取り組む

実施する取組	実施時期	ターゲット	取組の詳細及び工夫するポイント
・ xxx	・ xxx	・ xxx	・ xxx
・ xxx	【記載必須事項】 ・ 実施する取組、実施時期、ターゲット →生産開始前の初期段階から、生産開始後までの需要家の巻き込みとして、想定顧客に対するアプローチ方法を記載すること ・ 取組の詳細及び工夫するポイント →可能な限り詳細に記載すること 【注意事項】 ・ 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること		
・ xxx			

22

【①カ】 間接補助事業の実現
（市場性・産業戦略上の意義（定性的要件）） 【②ウ、エ】、【④ウ】

大企業：必須項目

中小等：一部加点項目

市場形成や発展の見込みについて説明文を記載すること

例）xxやxxに取り組むことで、間接補助事業終了後の自立化を目指す

XXXの製造における自社及び競合各社の特徴、方向性		左記を踏まえた、間接補助事業終了後の自立化を目指すシナリオ
(i) 製品の 優位性	XXX	【記載必須事項】 - 市場形成・発展の見込み：市場規模、成長性普及フェーズ（実証・初期導入・本格展開） 【注意事項】 - 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること
(ii) 需要家の 巻き込み	XXX	
(iii) 原材料の 安定確保	XXX	
(iv) オープン・ クローズ戦略	XXX	
(v) 海外進出 戦略	XXX	

23

【①カ iii】 間接補助事業の実現（市場性・産業戦略上の意義（定性的要件）） 【②ウ】

必須項目

積極的に巻き込みを狙うセグメントやターゲット顧客の選定理由、交渉状況等について説明文を記載すること

例）xxを注力セグメントとし、需要家の巻き込みを目指す

需要家の巻き込みに関する方針

積極的に巻き込みを狙うセグメント	ターゲット顧客	ターゲット顧客の選定理由	交渉状況（申請時点）
セグメントXx	・ Xx	【記載必須事項】 - 積極的に巻き込みを狙うセグメント →市場となるセグメントの概要（現状、将来性など）、セグメントの選定理由、獲得を狙うシェアと達成時期などを記載すること - ターゲット顧客とその選定理由、申請時点での交渉状況 →セグメントごとにターゲット顧客を設定し、その選定理由とともに、交渉状況についても記載すること 交渉状況は、以下の凡例に基づきステータスを記入したうえで、詳細を可能な範囲で記載すること ○：顧客と交渉済み（契約済み） △：顧客と交渉中 －：自社内で検討中 【注意事項】 - 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること	○ xxx
			○ xxx
			○ xxx
セグメントXx	・ Xx		△ xxx
			△ xxx
			－ xxx

凡例 ○：顧客と交渉済み（契約済み） △：顧客と交渉中 －：自社内で検討中

24

【①キ】 間接補助事業のリスク対応

必須項目（事業期間が2年未満は不要）

想定されるリスクと対応方針、事業中止の判断基準について説明文を記載すること
例）xx等がリスクとして想定されるが、十分な対策を講じて間接補助事業を推進する

	リスクの内容	リスクへの対応方針
技術観点	xxx	xxx
商用化 (経済社会) 観点	xxx	【記載必須事項】 - 想定されるリスクと対応方針 →事業化に向けたリスクを整理し、それぞれの対応策を記載すること ※フレームワークは一例のため、適切な類型ごとに記載すれば差し支えない。 - 事業中止の判断基準 →それらへの対応策を十分に講じることを前提としつつ、どのような事態になった場合に事業を中止するかの判断基準についても定量的な観点を含め記載すること
	xxx	
	xxx	
xx	xxx	【注意事項】 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

▼

事業中止の判断基準	xxx（例：営業利益率●%以下が●年継続等）
-----------	------------------------

25

【②ア】 自社成長性のコミット（間接補助事業の内容及び実施スケジュール）

必須項目

生産開始時期や投資計画について簡潔に記載すること
例）xx年の商用生産開始に向けて、総額xx円（うち、交付申請額xx円）の投資を行う予定

生産（20xx年度～）												
区分	設備名		対象経費									
	大区分	小区分		2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
補助対象	生産設備	xx設備	設備費									
	附帯設備											
	xxx											
	xxx											
補助対象外	xxx											
	xxx											
	xxx											
	xxx											
(参考情報・留意事項等) ・xxx				【記載必須事項】 - 生産の開始時期 - 投資計画 →投資的経費のみで差し支えないため、以下について全て記載すること - 設備名（大区分、小区分） - 対象経費：補助対象の場合は、公募要領に示す対象経費の区分に応じ記載し、補助対象外の場合は適宜記載 - なお、以下に注意すること - 最低2034年まで記載すること（補助対象経費の記載は2029年度までの記載で問題ない、また、必要に応じて2035年以降の投資計画を記述することを妨げるものではない） - 同一設備においても、対象経費ごとに分けて記載 - 同種の投資案件における製造能力や投資金額例などの参考情報や、留意事項等がある場合は、表外に適宜記載 【注意事項】 - 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること								

26

【②ア】 自社成長性のコミット（間接補助事業の内容及び実施スケジュール）

必須項目

収支計画について簡潔に記載すること
例）投資回収の目処はxx年を想定している

項目	年度（百万円）								
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1 売上高	xx								
売上原価									
2 売上総利益									
販売費									
一般管理費									
3 営業利益（a）									
4 減価償却費（b）									
5 補助事業に関する経費									
6 補助金額（d）									
7 補助事業におけるキャッス									
8 投資未回収額（c-d-e）									
9 投資回収期間									

（売上高の伸びに関する根拠）
・xxx

【記載必須事項】

- 収支計画の表
→補助対象事業の不確実性を前提とした上で、一定の仮定に基づき、最低2034年頃までの長期的な事業スケジュールの概要について、以下の点に留意しつつ作成すること（必要に応じて2035年以降の投資計画を記述することを妨げるものではない）。
また、売上高達成に向けた道筋と根拠について、適宜補足すること
 - 提案時点での数字や内容は必ずしも正確である必要はなく、対象製品の収益化・事業成長の見通し・スケジュール（当初計画）を確認するためのものである。
 - 今後、業務実施期間中のモニタリングにおいて、当該情報をアップデートした上で、定期的に確認を行う予定である。
- 売上高の伸びに関する根拠
→本様式「14. グリーン市場獲得に向けた事業戦略」の内容も踏まえながら、可能な限り具体的に記載すること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること

27

【②ア】 自社成長性のコミット（間接補助事業の内容及び実施スケジュール）

必須項目

資金調達方針について簡潔に記載すること
例）本補助金の他、事業運営に要する資金はxxから調達することで、将来的な自立化を目指す

資金調達方針							
	R8 年度	R9 年度	...	R11 年度	...	RX 年度	RX年度まで合計
事業全体の資金需要	XX円	XX円	...	XX円	...	XX円	XX円
本補助事業による補助	XX円	—	...	—	—	—	XX円
自己負担（A+B）	XX円	XX円	...	XX円	...	XX円	XX円
A：自己調達							XX円
B：外部調達							XX円
（外部調達の場合約定） ・ xxx ・ xxx							
（相談予定/済みの場合） ・ xxx ・ xxx							
（上記の自己負担割合） ・ xxx ・ xxx							

【記載必須事項】

- 資金調達方針
→補助対象以外のものも含め、当該事業全体の資金需要に対して、国費負担割合を明らかにするとともに、自己負担分の資金調達方針を記載すること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること

28

【②イ】 間接補助事業による投資誘発効果（市場性・産業戦略上の意義（定性的要件））

必須項目

サプライチェーンや国内経済への経済波及効果について説明文を記載すること
例）間接補助事業の実施により、自社のみならず、xxやxxといった効果が見込まれる

サプライチェーンへの経済波及効果

- XXXX
- XXXX
- XXXX

国内経済への経済波及効果

- XXXX
- XXXX
- XXXX

【記載必須事項】

- サプライチェーンへの経済波及効果
→他社への受発注等による経済効果、投資誘発効果を可能な限り定量目標も用いながら具体的に記載すること
- 国内経済への経済波及効果
→地域の雇用創出等、地域経済への効果・影響を可能な限り定量目標も用いながら具体的に記載すること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

29

【②イ】 間接補助事業による投資誘発効果（公正な移行に関する取組）

必須項目

想定される労働需給や地域経済への影響・円滑な移行に向けた取組について簡潔に記載すること
例）円滑な移行に向けて、xxやxxといった取組を進める

想定される労働需給や地域経済への影響

- XXXX
- XXXX
- XXXX

円滑な移行に向けた取組

- XXXX
- XXXX
- XXXX

【記載必須事項】

- 想定される労働需給や地域経済への影響・円滑な移行に向けた取組
→補助対象事業の実施によって想定される労働需給や地域経済への影響や、円滑な移行に向けた取り組みについて記載すること
影響の例としては、労働需要や地元企業への発注機会の増減、地域の産業基盤や産業構造の変化、地域住民や自治体の関心の高まり等が想定される。取組の例としては、自社内で生じる従業員の再配置や新たなスキル習得（リスキリング）、地域からの新規雇用、自治体との調整、対外発信、部素材調達先の変更・新規開拓等が想定される。

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

30

【②ウ】 グリーン市場創造のコミット（グリーン市場獲得に向けた事業戦略）

必須項目

競争に対する自社の優位性や強み、弱み等について説明文を記載すること
例）自社の強みはxxであり、xxによって競合他社との差別化を目指す

競争に対する自社の優位性				自社の強み、弱み（経営資源）
	評価軸 1	評価軸 2	評価軸 3	
自社	XXX			自社の強み ・ XXXXX
競合A 選択理由： XXX	XXX			
競合B 選択理由： XXX	XXX			

【記載必須事項】

- 競争に対する自社の優位性
→評価軸を設定したうえで、競合他社との差別化を考慮して、自社の対象事業におけるポジショニングや優位性が分かるように特徴等を記載することなお、競合（国内外を問わない）の選択理由も合わせて記載すること
※評価軸の具体例
・技術
・事業基盤（顧客基盤、原料調達網、物流網等）
・顧客ニーズとの親和性
- 自社の強み、弱み（経営資源）
→戦略方針については、公算要領に記載されている事業目的等を踏まえ、技術的・事業的優位性をどのように活かし、どのように事業拡大していくか（独自性・新規性・有効性・実現可能性・継続性等）について記載すること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

31

【②エ】 市場獲得に向けたルール形成
（戦略市場性・産業戦略上の意義（定性的要件））

大企業：必須項目

中小等：加点点目

戦略検討の背景や実施するオープン・クローズ戦略の概要について説明文を記載すること
例）市場獲得に向けたオープン・クローズ戦略として、xxを実施する

戦略検討の背景	実施するオープン・クローズ戦略の概要
【前提となる取組方針・考え方】 ・ XXX	・ XXX

【記載必須事項】

- 戦略検討の背景
→以下を全て記載すること
 - 前提となる取組方針
→間接補助事業の特徴、用途市場の特徴・目標とする販売量・販売時期等を踏まえた上で、市場導入に向けた取組方針（競合他社との差別化シナリオ等）について記載すること
※複数の差別化シナリオを描くことを推奨する。
 - 国内外の動向・自社の取組状況
→自社の取組状況については、具体的に記載すること
※標準化団体に参加、xx規格の開発に参画」という記載だけでは不十分。「〇〇するために、▲▲団体と、製品化までに■の標準化を行う」等の粒度で記載すること
- 実施するオープン・クローズ戦略の概要
→本事業期間に実施するオープン戦略（標準化等）クローズ戦略（知財保護等）の考え方や取組内容を具体的に記載すること
※粒度感は、「自社の取組状況」において例示しているものと同程度以上を推奨。

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

32

【②エ】市場獲得に向けたルール形成戦略
(市場性・産業戦略上の意義 (定性的要件))

大企業：必須項目

中小等：加点点目

海外進出に向けた戦略や具体的な方法について説明文を記載すること
例) 海外の需要を獲得するため、xxに取り組む

海外進出に向けた戦略

- XXXX
- XXXX
- XXXX

海外進出の具体的な方法

- XXXX
- XXXX
- XXXX

【記載必須事項】

- 海外進出に向けた戦略
→中長期的に海外需要を獲得するための戦略を記載すること (必要に応じて、海外需要の獲得に向けた継続的な技術開発計画や部素材調達計画等を踏まえること)。
- 海外進出の具体的な方法
→上記の戦略を踏まえて、具体的な海外進出の方法等の道筋を記載すること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

33

【③ア】間接補助事業によるCO2排出削減効果
(脱炭素効果 (定量的要件) 間接補助事業による国内のCO2排出削減効果)

必須項目

$\frac{\text{従来技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量} - \text{新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量}}{\text{ベースラインのCO}_2\text{排出量} = \text{従来技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量}} \times 100 = \text{削減率}$		$\frac{\text{新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うコスト} - \text{従来技術等をベースとした活動に伴うコスト}}{\text{従来技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量} - \text{新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量}} = \text{削減コスト}$		
算定の前提条件	削減量を計算する対象年度	xx年 (a) (b) で同一の年度とすること		
	ベースラインとなる活動の概要	[具体的な活動]に由来するCO ₂ 排出 (例：自社における、石炭など化石燃料を使用した火力発電に由来するCO ₂ 排出)		
ベースラインとなるCO ₂ 排出量およびコスト	(a) 従来技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量及び (a') コスト	排出量 xxトンCO ₂ /単位	コスト yy円/単位	削減率・削減率・削減コスト (例：再生材由来の〇〇を製造することによって、バージン材から〇〇を製造する場合と比べて、製造量1トン当たりxx%)
	(b) 新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量及びコスト	削減シナリオ		
新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量及びコスト	【記載必須事項】		削減率	
	• GX政策との整合性 →技術導入等によるCO₂削減効果を数字で裏付けること		削減率	
	【注意事項】		削減率	
	• 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること		削減率	
(b-3) 内訳：間接補助事業者のScope3		xxトンCO ₂ /単位	削減コスト	(e) { (b') - (a') } / (d) xx円/t-CO ₂

34

【③ア】 間接補助事業によるCO₂排出削減効果
 (脱炭素効果 (定量的要件) 間接補助事業による国内のCO₂排出削減効果)

必須項目

$\frac{\text{従来技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量} - \text{新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量}}{\text{ベースラインのCO}_2\text{排出量} = \text{従来技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量}} \times 100 = \text{削減率}$	
排出量	
ベースラインとなるCO ₂ 排出量およびコスト	(a) 従来技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量及び (a') コスト xx t/CO ₂ /単位
新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量およびコスト	(b) 新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量及び (b') コスト xx t/CO ₂ /単位 (b-1+b-2+b-3)
	【記載必須事項】 ・ GX政策との整合性 →技術導入等によるCO ₂ 削減効果を数字で裏付けること 【注意事項】 ・ 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

35

【③ア】 間接補助事業によるCO₂排出削減効果
 (脱炭素効果 (定量的要件) 間接補助事業による国内のCO₂排出削減効果)

必須項目

$\frac{\text{従来技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量} - \text{新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量}}{\text{ベースラインのCO}_2\text{排出量} = \text{従来技術等をベースとした活動に伴うCO}_2\text{排出量}} \times 100 = \text{削減率}$	
排出量	
ベースラインとなるCO ₂ 排出量およびコスト	(a) 従来技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量及び (a') コスト xx t/CO ₂ /単位
新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量およびコスト	(b) 新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量及び (b') コスト xx t/CO ₂ /単位 (b-1+b-2+b-3)
	【記載必須事項】 ・ GX政策との整合性 →技術導入等によるCO ₂ 削減効果を数字で裏付けること 【注意事項】 ・ 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

36

【③ア】 間接補助事業によるCO2排出削減効果
(脱炭素効果 (定量的要件) 間接補助事業による国内のCO₂排出削減効果)

必須項目

新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うコスト		従来技術等をベースとした活動に伴うコスト	=	削減コスト
従来技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量		新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量		

	コスト
ベースラインとなるCO ₂ 排出量およびコスト	(a) 従来技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量及び (a') コスト yy円/単位
新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量およびコスト	(b) 新規に導入する技術等をベースとした活動に伴うCO ₂ 排出量及び (b') コスト yy円/単位

【記載必須事項】

- GX政策との整合性
→技術導入等によるCO₂削減効果を数字で裏付けること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

37

【④ア i】 経済的基準 (GX投資の必要性・公的関与の合理性)

必須項目

投資判断基準について説明文を記載すること

例) 補助を前提としない場合、自社の投資判断基準を満たさないため、投資が困難

投資判断基準

基準	補助がない場合	補助がある場合	自社の基準値	導出過程 (計算式により、定量的に記載すること)
IRR ※Project IRR、Equity IRRのどちらに該当するか明記すること	XX	XX	XX	(補助がない場合) • XX (補助がある場合) • XX
投資回収期間	【記載必須事項】 - 投資判断基準 →以下に注意して記載すること - 補助対象となる製品の生産に係る設備投資計画が、補助を前提としない場合には、投資計画のIRR (internal rate of return ; 内部収益率) や 投資回収期間が投資判断に至る水準には達しないが、補助対象となることでIRR及び投資回収期間が投資判断に至る水準に達する計画であるなど、民間企業のみでは経済性の確保が困難な計画となっていることを示すこと - IRRなどの指標を用いる場合は、その導出過程を具体的に記載すること - IRRや投資回収期間以外に、自社の投資判断において重視している基準があれば、その基準の補助がない場合/ある場合の数値を記載すること 【注意事項】 - 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること			
その他の投資	- XXX - XXX			

38

【④ア】 経済的基準（GX投資の必要性・公的関与の合理性）

加点点目

会社全体の売上高に対する補助対象事業総事業費比率とGX投資の必要性等について説明文を記載すること
例）補助を前提としない場合、間接補助事業は自社にとって大規模な投資であり、投資が困難である。

会社全体の売上高に対する補助対象事業総事業費比率

補助対象事業総事業費比率÷会社全体の売上高（直近3事業年度の平均）

= XX%(具体の途中式等も記すこと)

【記載必須事項】

- 会社全体の売上高に対する補助対象事業総事業費比率
→補助対象事業の総事業費が、企業規模に対して大規模なものである場合は、会社全体の売上高に対する補助対象事業の総事業費比率を記載すること
※分母は部門の売上高ではなく、会社全体の売上高とし、分子は補助対象事業総事業費とすること

【注意事項】

- 加点を旨とする場合のみ記載すること
- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

39

【④ア】 経済的基準（GX投資の必要性・公的関与の合理性）

加点点目

経済面及び技術面以外のリスクとGX投資の必要性等について説明文を記載すること
例）補助を前提としない場合、間接補助事業は自社にとってxxのリスクが見込まれ、投資が困難

経済面及び技術面以外のリスク

- xxxによるリスク
→ xxx等を実施

- 根拠
- xxx

【記載必須事項】

- 経済面及び技術面以外のリスク
→その他投資判断が困難となる経済面及び技術面以外のリスクを検討していれば、その根拠とともに記載すること
一方、当該リスクがない場合は、その旨を記載のうえ、根拠についても記載すること

【注意事項】

- 加点を旨とする場合のみ記載すること
- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

40

【④イ】 技術的基準（事業の技術的・事業的妥当性（定性的要件））

必須項目

事業における技術的な革新性や新規性について簡潔に記載すること

例）本事業は技術革新性／事業革新性を有し～

技術革新性	事業革新性
TRL : XX （設定根拠） ・ XXX ・ XXX	・ XXX ・ XXX
【記載必須事項】 - 技術/事業の新規性・革新性、既存技術・既存事業との差異、他社・海外技術との違い、技術成熟度・将来拡張性 【注意事項】 - 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること	

41

【④ウ】 その他定性的基準（グリーン市場獲得に向けた事業戦略）

加点項目

今後入手困難になる可能性のある原材料・安定的な確保に関する計画について説明文を記載すること

例）本事業では、安定供給リスクのあるxxを使用するが、xxの対策を取り、安定確保を目指す

今後入手困難になる可能性のある原材料	安定的な確保に関する計画
・ XXXX - XXXX - XXXX	・ 計画 - XXXX - XXXX ・ 根拠 - XXXX - XXXX
【記載必須事項】 - 今後入手困難になる可能性のある原材料・安定的な確保に関する計画 →当該製品の製造にあたって、今後入手困難になる可能性のある原材料があれば、その具体的な内容と安定的な確保に関する計画について、その根拠とともに記載すること 【注意事項】 - 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること	

42

【⑤アイウ】人材確保に向けた取組、従業員の賃金引上げ計画の表明、ワーク・ライフ・バランス等の推進

一部必須項目

アからウの各項目の要件を満たしているか、説明文を記載すること
例) 以下の通り、必須項目については満たしている

審査項目	本応募申請における対応状況
ア 人材確保に向けた取組 間接補助事業の実施にあたり、賃上げ等の具体的な手段によって、人材確保に向けた取組を行っているか	必須項目 XX等を実施している。 詳細は別添資料に記載の通り
イ 従業員の賃金引上げ計画の表明 暦年/事業年度において、対前年/事業年度において、対前年/事業年度において、賃上げに取り組む予定があり、その内容が以下の通りであること	【記載必須事項】 - アからウの各項目 →各項目について、要件を満たす/満たさないについて明記すること 【注意事項】 - 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること
ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進 ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けて、女性の職業生活における活躍の推進や次世代育成支援対策、青少年の雇用の促進等に関する取組を行っているか、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか	加点項目 XX等を実施している。また、20XX年に、XXの認定を取得している。 詳細は別添資料に記載の通り

43

【⑤イ】従業員の賃金引上げ計画の表明

加点項目

賃上げに関する取組等について説明文を記載すること

例) 弊社は令和〇年において、〇%の賃上げを表明している。

賃上げに関し

取り組み予定： ☐あり（ ）%以上、 ☐なし

取り組み予定がある場合は、以下のいずれかにチェックをしてください。

☐ ① 令和8年以降に開始する申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を
[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること

☐ ② 令和8年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を
[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること

【記載必須事項】

- 大企業は3%以上、中小企業等は1.5%以上の賃上げに取り組む予定があるか✓を付けること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは変更せず、そのまま使用すること

44

【⑤ウ】ワーク・ライフ・バランス等の推進

加点項目

ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けて行っている支援策や認定の取得に関する取組等について説明文を記載すること

例）弊社は令和〇〇年に××認定を取得し～

【記載必須事項】

以下の点について、図表等を用いてわかりやすく具体的に記載すること

- ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けて行っている支援策や認定の取得に関する取組
例：女性の職業生活における活躍の推進や次世代育成支援対策、青少年の雇用の促進、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定取得（えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定等）
※認定については認定書の写し等を別途添付すること
※本項目について、該当しない場合は「該当なし」とだけ記載すること
- 2スライド以内で作成すること

【注意事項】

- 本頁に示すフォーマットは適宜変更しても差し支えないが、上記はもれなく記載すること

45

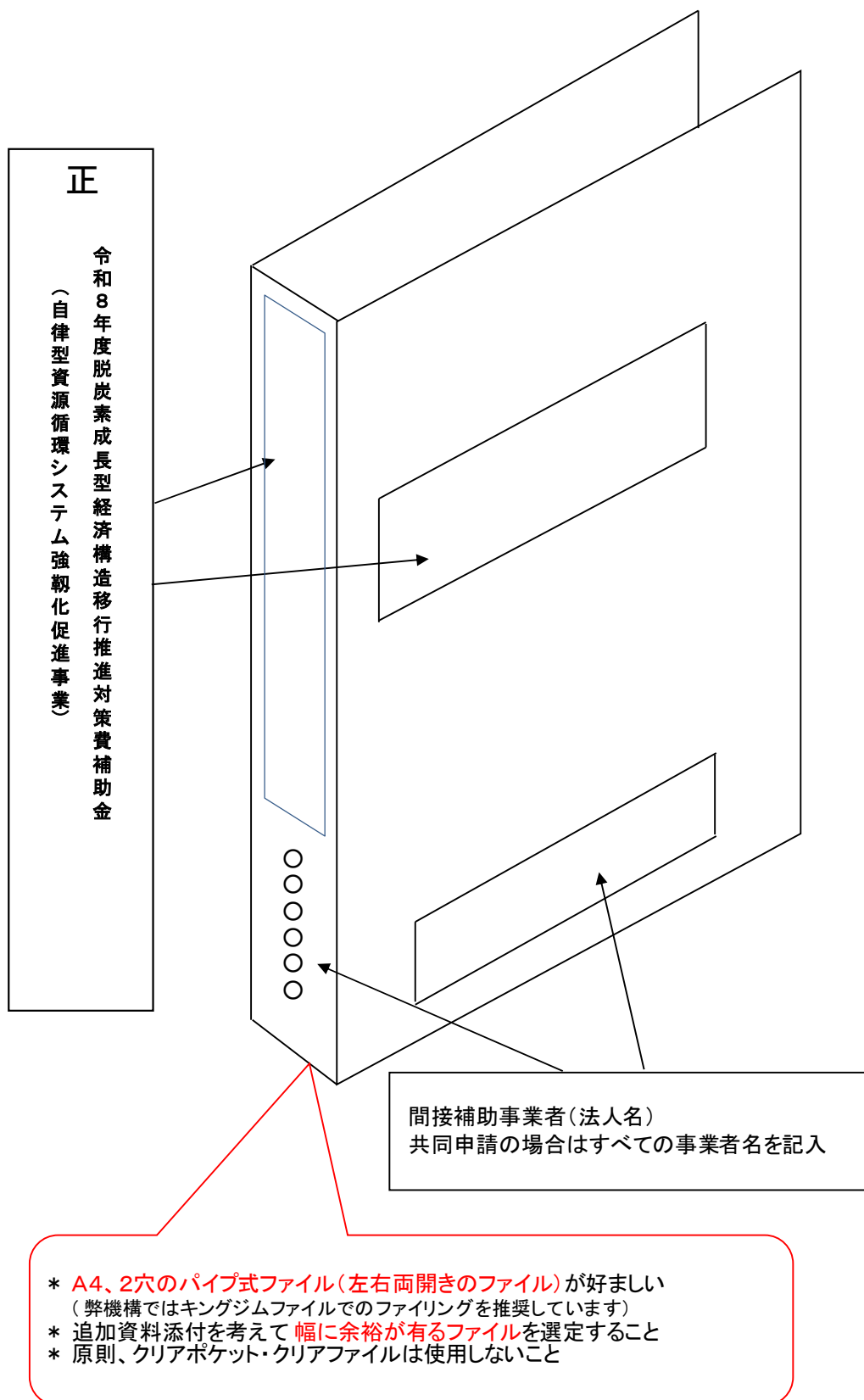
連絡窓口表

申 請 者 名		〇〇株式会社
連 絡 担 当 窓 口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	住所（郵送先）	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

申 請 者 名		
連 絡 担 当 窓 口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	住所（郵送先）	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

(別紙⑭)

交付申請書ファイリング例(紙資料提出方法)



(別紙⑮)

提出書類チェックシート (申請者用)

紙ファイルで提出はインデックスをつけて下さい。

<申請資料>

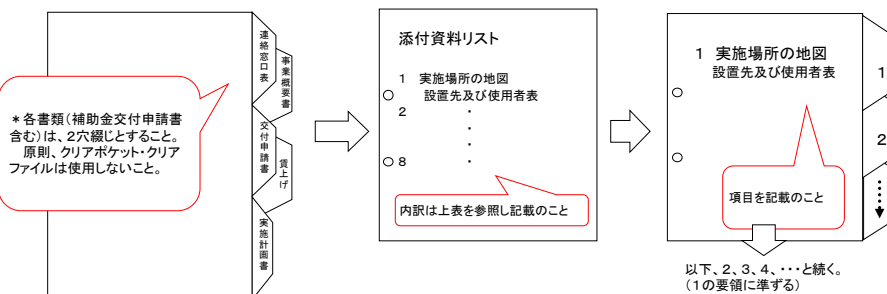
様式	提出書類名	電子ファイルで提出の場合、本紙から参考様式1まで、この順番でPDF 1 ファイルにしてください。 ※参考様式については、該当がある場合のみ添付 ファイル名は「交付申請資料_ (R8GX事業一次公募) _〇〇株式会社」として下さい。	インデックス
本紙	提出書類チェックシート		※不要
別紙⑮	連絡窓口表		連絡窓口表
様式第1	交付申請書		交付申請書
様式第2	実施計画書		実施計画書
別紙⑫	事業概要書 ※A4 2アップ(1枚に2ページ)でPDFファイルにすること。		事業概要書
参考様式1	従業員への賃金引上げ計画の表明書		賃上げ
	ワークライフバランス認定証等 エビデンス		ワークライフ バランス
	サーキュラーパートナーズ(CPs)事務局に提出書類の写し (CPsのHPの写しでも可)		CPs
	GXフューチャー・リーグに入会提出書類の写し (中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業以外)		GXFL

<添付資料>

資料No.	項目	電子ファイルで提出の場合、資料No.1から5まで、この順番でPDF 1 ファイルにしてください。 ファイル名は「添付資料_ (R8GX事業一次公募) _〇〇株式会社」として下さい。	インデックス
1	実施場所の地図		1
2	事業全体イメージ		2
3	機器仕様		3
4	事業計画 (発注計画書 (別紙③))		4
5	見積依頼書の写し (別紙④) 見積書の写し (別紙⑤) 申請金額整理表 (別紙⑥) 資金調達計画について (別紙⑩)		5
	公募要領「6. (5) 見積・発注先選定」を参照して下さい。		
6	申請者の会社概要 (共同申請の場合、全申請者の提出が必要)		6
	会社概要 (会社、事業所のパンフレット) 会社の定款 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し (発行日が申請日から3ヵ月以内のもの) 業務諸表(直近2カ年分)	電子ファイルで提出の場合、資料No.6のファイル名は「会社概要_ (R8GX事業一次公募) _〇〇株式会社」として下さい。	

<追加添付資料> ※以下は該当する場合に添付

7	<共同申請の場合> 共同申請における見積依頼書から領収書発行までの役割分担とその根拠資料 (別紙⑧) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について (別紙⑨) 資金調達計画について (別紙⑩)	電子ファイルで提出の場合、資料No.7から9まで、この順番でPDF 1 ファイルにしてください。 ファイル名は「追加添付資料_ (R8GX事業一次公募) _〇〇株式会社」として下さい。	
8	発注先選定理由書 (別紙⑦)		8
9	業務委託契約書 (案可) の写し、説明書類		9



資料

事前着手届出を検討される方向け補助金ルールの説明

○ 本間接補助事業は、**応募(交付申請)→審査→採択→交付決定→間接補助事業開始(発注)→間接補助事業終了(支払)→確定検査→補助金額確定→補助金交付**という流れであり、補助対象となる経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、間接補助事業期間中に終了(支払)したものを対象とすることが原則です。

○ ただし本事業では、必要性・緊急性に鑑み、事前着手届出が事務局に受理されれば、事前着手受理通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生(発注)した経費についても補助対象経費として認められる場合があります。

○ 事前着手届出が受理され、かつ、採択された間接補助事業は、例えば、**事前着手届出→事前着手届出受理→間接補助事業開始(発注)→応募(交付申請)→審査→採択→交付決定→間接補助事業終了(支払)→確定検査→補助金額確定→補助金交付**という流れとなり、交付決定前に発生(発注)した経費も補助対象経費として認められる場合があります。

○ 間接補助事業で取得する建物等の財産に対する抵当権の設定等の財産処分については、事前着手届出受理の有無にかかわらず、交付決定日以降でないことと認められませんので十分ご注意ください。

○ 一方、補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なり、補助金のルールに従った手続きが求められます。事務局による確定検査を踏まえた補助金額の確定は、事前着手届出が受理された間接補助事業者に対しても、補助金のルールに従って実施いたします。

○ 事前着手届出を検討している間接補助事業者におかれましては、補助対象となる経費の計上や、経理書類の保管等について、以下のポイントを十分にご認識ください。

○ なお、間接補助事業の確定検査は、「経済産業省補助事業事務処理マニュアル」に準じて実施しますので、次の URL も参照いただき、不明点は必ず事務局へ問い合わせてください。
https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

<補助金ルールの主なポイント>

○ 同じ条件(仕様)に基づき、3者見積等を行い、価格競争により、発注先を選定(3者見積を取得できないことについての合理的な理由がなく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外となります。)

経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。

(出典) 経済産業省補助事業事務処理マニュアル P 3 3 委託・外注費に関する経理処理

○ 仕様書、見積書・3者見積書、契約書、納品書、検収書、請求書等、一連の経理書類は、時系列で保管(確定検査時の証憑とする)

原則として、(仕様→見積→契約・発注→完了報告・納品→検収→支払)の手順によって処理を行ってください。また、設計図面や仕様書及び納品物等により、適正な取引が行われていることを明らかにする必要があります。

(出典) 経済産業省補助事業事務処理マニュアル P 3 3 委託・外注費に関する経理処理

9. 交付規程（抜粋）

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 （自律型資源循環システム強靱化促進事業） 交付規程

（目的）

第1条 この規程は、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（自律型資源循環システム強靱化促進事業）交付要綱（20260217 財G第1号。以下「要綱」という。）第24条の規定に基づき、一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「機構」という。）が行う脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（自律型資源循環システム強靱化促進事業）（以下「本事業補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、並びに要綱の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において、本事業補助金とは、再生材を原料として活用し、再生材利用製品を製造するため、長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のため、もしくは、リユース、リファーマビリティ等の CE コマース促進のための技術開発、実証及び商用化に必要な設備等の導入を行う間接補助事業者に対して補助金を交付する事業等により、我が国が保有する先進的な資源循環技術の早急な社会実装を促し、循環経済モデルのトップランナーとなる自律型資源循環システムを構築することで、我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保し、国際競争力を獲得することに関する課題の解決を見込むことを目的とした補助金事業をいう。

（交付の対象および補助率等）

第4条 機構は、再生材を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に必要な設備等の導入を行う事業、長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に必要な設備等の導入を行う事業、もしくは、リユース、リファーマビリティ等の CE コマース促進のための技術開発、実証及び商用化に必要な設備等の導入を行う事業（以下「間接補助事業」という。）について、機構より交付決定を受け間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金

を交付する。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者並びに別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当するものが行う事業については、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率等は、別表1、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 機構は、補助金の交付を受けようとする間接補助事業者（以下「申請者」という。）に対し、**様式第1**による補助金交付申請書に**様式第2**による実施計画書及びその他機構が指示する書類を添付して、機構が指示する期日までに提出させるものとする。

2 申請者は、間接補助事業を共同して実施しようとする場合は、前項の補助金の交付の申請を共同でしなければならない。

3 機構は、申請者が第1項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 間接補助事業者は、前条の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第15条の規定に基づく事故の報告、第16条の規定に基づく状況報告、第18条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第20条第2項の規定に基づく支払請求、第21条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第27条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）第25条の規定に基づく事業報告書の提出については、機構が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 機構は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認、第15条の規定に基づく指示、第16条の規定に基づく要求、第19条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還命令、同条第5項の規定に基づく納付命令（第21条第3項及び第22条第6項の規定において準用する場合を含む。）、第21条第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還命令、同条第5項の規定に基づく納付命令、第26条第4項の規定に基づく納付命令（第27条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第27条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム、電子情報共有システム又は電子メール等により行うことができる。

(交付の決定と通知)

第8条 機構は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、**様式第3**による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 機構は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、第5条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 機構は、第5条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 機構は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた間接補助事業者に対し、次の各号に掲げる条件の他、必要に応じ、その他の条件を付することができるものとする。

- (1) 間接補助事業者が委託先、外注先が存在する場合は、間接補助事業者は、それらの業務進捗状況を管理するとともに業務実績（経理等を含む）の取りまとめを行うこと。
- (2) 間接補助事業者は、適正化法、施行令、要綱、本規程、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うこと。
- (3) 間接補助事業者は、機構が第16条の規定による間接補助事業に係る状況の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うこと。
- (4) 間接補助事業者は、経済産業省または機構が設置するステージゲート審査会において、指摘された内容を実施計画に反映し、実行すること。
- (5) 間接補助事業者は、間接補助事業終了後、機構の指示に従い、間接補助事業の効果等を報告すること。また、現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

(申請の取下げ)

第10条 間接補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に**様式第4**による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(間接補助事業の経理等)

第11条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、善良な管理者の注意をもって保管し、機構及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更（等）承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(3) 間接補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

3 機構は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(契約等)

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約によることができる。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、機構に届けなければならない。

3 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなけ

れば間接補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 5 機構は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 間接補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 機構が第19条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 機構は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 機構は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、機構が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6

による事故報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(指導監督および状況報告)

第16条 機構は、間接補助事業者による本事業補助金の実施に関し、本規程に基づき指導監督を行う。

- 2 間接補助事業者は、事業の実施に疑義あるいは支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく機構に報告及び相談を行う。
- 3 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第7-1による状況報告書を提出しなければならない。
- 4 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、機構に様式第7-2による月次報告書を提出しなければならない。ただし、事業期間が1年以上の場合は2か月に一度の提出とする。
- 5 機構は、前2項の報告に関し、必要があれば間接補助事業者にヒアリング調査を実施するものとする。
- 6 間接補助事業者は、本事業補助金の実施体制の大幅な変更等、本事業補助金の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに機構に報告するものとする。

(間接補助事業の承継)

第17条 機構は、間接補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により間接補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該間接補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の間接補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

第18条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和11年2月28日のいずれか早い日までに様式第9による実績報告書に、機構が定める書類を添えて、機構に提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業が当該年度事業期間中に終了しなかったときは、令和11年3月13日までに、様式第10による年度末実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。
- 4 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に

応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 機構は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、15日以内の期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに間接補助事業者へ通知するものとする。
 - （1）返還すべき補助金の額
 - （2）延滞金に関する事項
 - （3）納期日
- 5 機構は、間接補助事業者が、返還すべき補助金を前項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（補助金の支払）

第20条 機構は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払い又は精算払いを受けようとするときは、**様式第11-1**又は**様式第11-2**による請求書を機構に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第21条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、**様式第12**による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を機構に提出しなければならない。

- 2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 第19条第5項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第22条 機構は、第12条第1項第4号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができるものとする。

- （1）間接補助事業者が、法令又は本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場

合。

- (2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 間接補助事業者が、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第19条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者へ通知するものとする。
- 4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 機構は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該間接補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第19条第4項から第5項までの規定を準用する。

(加算金の計算)

- 第23条 機構は、前条第4項の規定によって補助金の返還を請求する場合、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第24条 機構は、第19条第5項の規定によって延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(事業報告書の提出)

- 第25条 間接補助事業者は、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間

について、事業内容により、年度毎に年度の終了後30日以内に当該間接補助事業による過去1年間（初年度は、間接補助事業を完了した日から間接補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む。）の導入設備による活用状況（生産量・トン数）及びそれによる二酸化炭素削減効果等について又は導入設備の実証状況及びその時点での商用化スケジュール（提案時のスケジュールと乖離が発生している場合はその理由）について事業報告書を機構に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第26条 間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、**様式第13**による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第18条第1項に定める実績報告書に**様式第14**による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 機構は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を機構に納付させることができる。

（財産処分の制限）

第27条 取得財産等のうち、機構が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ**様式第15**による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（評価委員会）

第28条 機構は、有識者から構成される委員会（以下「評価委員会」という。）を設置して、間接補助事業の実施内容等について意見を聴取し、技術的かつ専門的な評価及び助言を受けるものとする。

- 2 間接補助事業者は、当該事業の進捗状況について評価委員会の求めに応じて報告を行うとともに以後の業務に反映させるものとする。
- 3 間接補助事業者は、評価委員会の助言に従い、間接補助事業の目的を達成するべく、事業の執行に努めなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第29条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交

付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第30条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(現地調査等)

第31条 経済産業省又は機構が必要と認めるときは、経済産業省職員又は機構職員が現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は、これに応じなければならない。

(その他の必要な事項)

第32条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、機構が別に定める。

附則

この規程は、令和8年7月9日から施行する。

別表 1

補助金の名称	間接補助事業		補助率・下限額
	補助対象経費の区分	内 容	
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（自律型資源循環システム強靱化促進事業）	I. 建物費 II. 設計費 III. 設備費 IV. 工事費	・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（自律型資源循環システム強靱化促進事業）に要する経費 ① 再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等 ② 長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等 ③ リユース・リファーマービッシュ等の CE コマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等	中小企業等 1 / 2 以内、大企業等 1 / 3 以内とする。 1 件あたりの下限額は 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円とする。 ※なお、中小企業者については、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に定める者を対象とする。ただし以下のいずれか 1 つ以上に該当する者は、非中小企業者の補助率を適用することとする。 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者 ・資本金又は出資金が 5 億円以上の法人（中小企業を除く）に直接又は間接に 1 0 0 % の株式を保有される中小企業者 ・補助金の交付の申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 1 5 億円を超える中小企業者 上記の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
I.建物費	建物等取得費		事業を行うために直接必要となる建物の新設、建て替え、リフォームなどに係る費用 ※土地やオフィス用建物の取得費は含まれません。 ※建物の取得においてリース会社を利用する場合は、建物等取得費は本補助金の対象とはなりません。 ※既存建物の撤去費は補助対象外となります。
II.設計費	設計費		事業を行うために直接必要な基本設計、実施設計、工事監理に要する経費をいう。
III.設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器本体の購入並びに購入物の運搬、据付け、試運転調整に要する経費をいう。
	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、その他に要する費用をいい、請負又は委託により製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。人件費については、実績報告書の作成、経理処理、従事日誌の作成等の管理業務に係る時間は対象外とする。
IV.工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)

			機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) 次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		(間接工事費) 共通仮設費	
		現場管理費	工事請負業者(外注先)が事業を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。(間接補助事業者自身の計上は不可)
		一般管理費	工事請負業者(外注先)が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費をいい、類似の事業を参考に決定する。(間接補助事業者自身の計上は不可)
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	調査及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量及び試験に要する経費をいう。

1) 間接補助事業の実施に必要な購入にあつては、原則として複数(原則3者以上)の見積りを取りよせ、適切な判断基準により選定理由を明確にすること。

2) <補助対象外経費の代表例>

既存施設の撤去・移設・復旧・廃棄費、機械および建屋建設以外の基礎工事に係る経費

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。